

第4回軽米町議会定例会令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会

令和5年9月13日(水)

午前10時00分 開議

議事日程

- 議案第1号 軽米町公共施設等総合管理基金条例
- 議案第2号 軽米町立図書館設置条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 軽米町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 軽米町立青少年ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 議案第5号 軽米町生涯学習センター設置条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 軽米町下水道事業の設置等に関する条例
- 議案第7号 軽米町公共下水道区域外流入条例
- 議案第8号 軽米町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第10号 令和4年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第11号 令和4年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第12号 令和4年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第13号 令和4年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第14号 令和4年度軽米町水道事業会計決算の認定について
- 議案第15号 令和5年度軽米町一般会計補正予算(第5号)

○出席委員（11名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 田中祐典君 | 2番 | 甲斐鉦康君 |
| 3番 | 上山誠君 | 4番 | 西舘徳松君 |
| 5番 | 江刺家静子君 | 6番 | 中村正志君 |
| 7番 | 田村せつ君 | 8番 | 茶屋隆君 |
| 9番 | 大村税君 | 10番 | 細谷地多門君 |
| 11番 | 本田秀一君 | | |

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | |
|--------------------------------------|--------|
| 町長 | 山本賢一君 |
| 副町長 | 江刺家雅弘君 |
| 総務課総括課長 | 日山一則君 |
| 総務課企画担当課長 | 鶴飼義信君 |
| 総務課総務担当課長 | 松山篤君 |
| 会計管理者兼税務会計課総括課長 兼収納・会計担当課長兼課税担当課長 | 古舘寿徳君 |
| 町民生活課総括課長 | 工藤晃子君 |
| 町民生活課総合窓口担当課長 | 寺地隆之君 |
| 町民生活課町民生活担当課長 | 鶴飼靖紀君 |
| 健康福祉課総括課長兼福祉担当課長 | 小笠原隆人君 |
| 健康福祉課健康づくり担当課長 | 日向安子君 |
| 産業振興課総括課長兼農林振興担当課長 | 竹澤泰司君 |
| 産業振興課農政企画担当課長 | 工藤薫君 |
| 産業振興課商工観光担当課長 | 輪達隆志君 |
| 地域整備課総括課長兼上下水道担当課長 | 中村勇雄君 |
| 地域整備課環境整備担当課長 | 神久保恵蔵君 |
| 再生可能エネルギー推進室長 | 日山一則君 |
| 水道事業所長 | 中村勇雄君 |
| 教育委員会教育長 | 小林昌治君 |
| 教育委員会事務局総括次長 | 野中孝博君 |
| 教育委員会事務局教育総務担当次長 | 輪達ひろか君 |

教育委員会事務局生涯学習担当次長
選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長
監査委員事務局長

梅 木 勝 彦 君
日 山 一 則 君
竹 澤 泰 司 君
関 向 孝 行 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 主 事

関 向 孝 行 君
竹 林 亜 里 君

◎開議の宣告

○委員長（茶屋 隆君） では、二、三分前ですけれども、全員そろっておりますので、3日目に引き続き令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は11人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

傍聴者の方が4名ほどおりますので、許可をいたします。

（午前 9時57分）

◎議案第9号の審査

○委員長（茶屋 隆君） それでは、今日は10款教育費、4項社会教育費からでございますので、昨日説明されていない部分がございますので、最初に教育委員会事務局教育総務担当次長、輪達ひろか君からお願いします。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（輪達ひろか君） おはようございます。よろしくお願いたします。

昨日ご質問のありました決算書の159ページ、160ページの教育振興費の負担金、補助及び交付金につきましてご説明をいたします。

負担金、補助及び交付金欄の下から2行目、軽米町小中学校各種大会派遣費補助金です。こちらの交付対象は、中体連、文化連盟、町民体育協会などが主催の各種大会で東北大会以上の大会に参加する場合に補助するものでございます。

昨日ご質問のありました小学校のバレーボールスポ少の全国大会への補助もこちらに含まれております。

そのほか、令和4年度は中学校のアイスホッケー、ソフトテニス、バレーボールの大会が対象となっております。補助額は、対象経費の2分の1ということで要綱で定められております。

こちらの2行上の軽米町中学校体育文化連盟補助金につきましては、軽米中学校における体育文化活動、部活動ですけれども、こちらにおいて二戸地区の大会を勝ち抜いて県大会へ生徒を派遣するというを目的としているものでございます。基本は、こちらPTAの会費によって賄っているものではございますが、こちらの会費で賄えない部分を補填するといえますか、令和4年度分につきましては全体経費の3分の1程度の補助額となっております。

以上、報告いたします。よろしくお願いたします。

○委員長（茶屋 隆君） 説明がありましたけれども、このことに関して質疑はございませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 今の中体連のほうの補助金に関しての話は、私は逆ではないかなというふうに認識していたのですけれども、中体連等の地区大会で勝って県大会に行く場合、逆に教育委員会のほうから旅費が出るのが通常であって、その足りない分をPTA等で補填するというふうに私は以前は考えていました。中体連、県大会までの部分は教育活動といいますか、その部分であって、県大会に出たから、あんた方勝手に自分たちで金集めて行ってくださいよという話ではないような気がしていたのですけれども、ちょっとそこは違うような気がしますけれども、その辺はどのようなになっているのでしょうか。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） 休憩をお願いします。

○委員長（茶屋 隆君） 休憩します。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 再開します。

教育委員会事務局教育総務担当次長、輪達ひろか君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（輪達ひろか君） まず、中学校のほうから収支予算書というものが上げられておりまして、今回の場合は自己資金ということでPTAより65万円、そして町の補助金から20万5,000円ということで上がってきておりますので、そのような支出となっております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 今お金だけの金額のお答えでしたので中身はよく分からないのですけれども、中体連という部活動の成果を発表する場がまず最初に二戸地区の6月の中総体、今9月は新人戦、そしてそこで勝ち上がった、県大会の出場権を得た選手たちは県大会に行くと。そして、県大会でまた好成績を収めれば東北大会、または全国大会というふうな形で進むわけですがけれども、地区大会は軽米町でやる競技もありますし、二戸市でやる場合も、一戸町でやる場合もあるかと思えますけれども。多分二戸地区の大会に関しての経費は全て教育委員会、それに中体連の補助金として出してやっているのかどうか分からないのですけれども、経費は個人負担はないものと私は思っています。であれば、県大会もそれぞれの選手、生徒が自分たちの努力の結果、そういうふうな名誉といいますか、県大会出場というふうなものを得たのならば、同じ待遇で県大会等に出場させるべきではないのでしょうか。何か強くなってあちこちの大会に行けば、学校にはお金がないからというふうにびいびい言っているところがあるのですが、今まで聞くところによると県大会は経費がか

かるから、教育委員会事務局の運転手を出してスクールバスで送迎しますよとか、一切金がかからないような形でやってきていると思っていました。さっき言った補助金どうのこうのというのはいまいち違うような気がするのですけれども、何か私も最近中学校の先生方から聞くと、前のやり方とちょっと違うなというふうな感じも受けたりして、ちょっとその辺どのようになっているのか。逆に生徒の負担が大きくなっているというふうに感じたりしているのですけれども、その辺どうなのですか。本来ならば教育委員会事務局が全て持って派遣してやるというのが本来の姿ではないかなというふうに私は思うのですけれども。そのほかにスポーツ少年団だとか、他の競技団体等で主催してやっているものに対しての東北大会とか全国大会等については、全国大会等の補助金、別にこれは定めたはずですので、それとはやはり、中体連でやるものとは別物ではないかと思うのですけれども、その辺何かごっちゃにして果たしていいのかなというふうに感じますけれども、いかがなのでしょう。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君） おはようございます。ただいまのご質問でございますけれども、まず中総体という趣旨、確かに委員おっしゃるとおりだと思います。また、過去の経緯についてはちょっと今資料等を持ち合わせておらず分からないところもございますけれども、出場した家庭の負担の問題とか様々今お聞きいたしましたので、まず過去の経緯等も調査検討の上、対応についてはまた学校等も含めて考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○6番（中村正志君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかにございませんか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 今のに関連して、ちょっと父兄の声なのですけれども、やはり県大会とか全国大会に行くようになるには、その前に練習試合というものを結構やっていて、それで親が送り迎えをするということで、日曜日はほとんどそういうことに潰れるということでした。ところが、車がなくて行けない子は、そうするとなかなかスポーツに参加するのはすごく負担ではないかというか、そういうので諦める子もいるのではないかなと思いましたので、派遣についての補助金ももう少し検討して下さるということでしたけれども、検討していただきたいと思います。

それから質問いいですか。

○委員長（茶屋 隆君） 要望ですか。質問があればどうぞ。

○5番（江刺家静子君） 今のは要望でした。

- 委員長（茶屋 隆君） では、質問どうぞ。
- 5番（江刺家静子君） 質問です。この備品等の関係だったのですが、体育施設費、184ページの備品購入費のところに……
- 〔「まだではないですか」と言う者あり〕
- 委員長（茶屋 隆君） 今、社会教育費、4項ですよ。
- 〔何事か言う者あり〕
- 委員長（茶屋 隆君） 全部説明が終わっているからよろしいです。どうぞ、保健体育費まで。
- 〔「保健体育費はまだですよ」と言う者あり〕
- 委員長（茶屋 隆君） 説明は終わっています。昨日説明しましたよね。
- 〔「4項までやっている」と言う者あり〕
- 6番（中村正志君） 昨日の公民館の話はどこに行ったのか。
- 委員長（茶屋 隆君） それで、公民館の部分は……
- 6番（中村正志君） 何だかやると言っていなかったか。
- 委員長（茶屋 隆君） 朝でなく、朝やっても堂々巡りになれば、時間ばかり食えば今日進めないで、総括のときに取り上げてやりたいと思っています。
- 6番（中村正志君） ああ、そうですか。
- 委員長（茶屋 隆君） よろしくお願いします。
- 江刺家委員。
- 5番（江刺家静子君） 保健体育費の学校給食費のところ、すみません、180ページ、学校給食費の中に報酬というものがあまして、6万円の予算取っているのですが、これは学校給食費の関係の委員との会議をする予算だと思うのですが、一回も会議が開かれていません。ちょっと遡っていきましたら、平成30年度まで遡ったのですが、一度もこの報酬が支払われていないので、ずっと会議は開かれていなかったのかなと思います。例えば給食センターにおいては、職員の異動もあったりとか、人数が足りなくて募集しているときもありましたし、最近では物価が上がって原材料費の値上がりとかもあつたと思います。そういうこともあって、あと学校給食費も無償化にしてもらったりありましたけれども、そういう関係で全然この給食の関係の会議は何年も一度も開かれないというのがちょっと不思議なのですが、委員はどのような方になっているか分かりませんが、なぜ開かれないのかお伺いします。
- 委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、輪達ひろか君。
- 教育委員会事務局教育総務担当次長（輪達ひろか君） 申し訳ございません、調べてからお答えいたしますので、よろしくお願いします。
- 委員長（茶屋 隆君） 調べて答弁ということではよろしいですか。
- 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 決算書の184ページに備品購入費、ロボット芝刈機購入費273万9,000円というのがあります。これが、後ろのほうに、ちょっとあまり皆さんがこの272ページとかは御覧にならないのかなと思いますけれども、273ページに乗用草刈機というのがあります。これは多分フォリストパークの草刈機を昨年購入したのだと思いますけれども、このロボット芝刈機、これはここに載らなくていいのでしょうか。また、スクールバスを買ったのもこの物品欄にないのですが、廃棄になったのとプラス・マイナス・ゼロについていないのかなとも思ったりしますが、そういう場合はプラス・マイナスでゼロと表示していただければいいのではないかなと思います。あまり関係ないようなあれですけれども、でもこういうふうな管理というものが大事だと思ひまして、お聞きします。

○委員長（茶屋 隆君） 質問の意味分かりますか。
休憩します。

午前10時14分 休憩

—————
午前10時16分 再開

○委員長（茶屋 隆君） では、再開します。

教育委員会事務局総括次長、野中孝博君。

○教育委員会事務局総括次長（野中孝博君）

ただいまのご質問でございます。決算書の184ページに載っておりますロボット芝刈機につきまして、今回の決算書の273ページに載っていないということでございますけれども、こちらについては掲載漏れになったということになるかと思ひます。おわびいたします。

また、スクールバスについては更新ということですので、年度中の増減がプラ・マイ・ゼロということで掲載が空白ということになっておりますけれども、今後は見やすいような掲載等について工夫してまいりたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○5番（江刺家静子君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） ほかにございませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 決算といいますか、これからのことなのですけれども、図書館が今度かるまい文化交流センターに移行するということで、今休館になって準備している最中だということだと思ひますけれども、図書館が12月1日からどのような形で運営されるのかなと。例えば今まで図書館支援協力会という任意団体の人た

ちに委託していたと。それが何か今度一般財団法人軽米教育施設運営会の職員となって、今年はそういうふうになっているような気がするのですけれども、図書館運営をその軽米教育施設運営会のほうに委託するというやり方をするものなのか、軽米教育施設運営会から図書館に派遣していただいて、教育委員会事務局が直営で図書館を運営していこうとしているのか、その辺のところをちょっと教えていただければと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

図書館の運営につきましては、軽米教育施設運営会のほうに委託をして実施するというふうなことで考えているところでございます。といいますか、委託をしまして4月から運営をしているという状況でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） これからずっとやる場合に果たしてそれでいいのかなということ、逆に私は感じていたのです。というのは、軽米教育施設運営会でいろいろ資格を持った人がいると思うのですけれども、例えば用務員みたいに軽米教育施設運営会から学校に派遣して、学校長の命の下で働くというやり方、図書館だって軽米教育施設運営会に司書の資格を持った方が何人かいる、3人か4人いて、その方を指導するのは軽米教育施設運営会でいいのかなと。逆に図書館長というのももしかすれば教育委員会事務局のほうで誰か発令されるのではないかと思うのですけれども、ましてや教育委員会事務局がみんなかるまい文化交流センターのほうに移動すると、移動して事務をやる。ということであれば、決裁関係等も含めて逆に軽米教育施設運営会から図書館に派遣していただいて、指導は全て教育委員会事務局が行うというふうな形のほうがスムーズではないか。また、専門的な部分も含めて内容が充実していくのではないかなというふうに感じるわけです。でないと、一々軽米教育施設運営会の職員が図書館にいて、何かやるといっても軽米教育施設運営会のほうから、事務局長なのか、常務理事なのか分からないのですけれども、来て、決裁の判こを押していく。何かそういう話もちらっと聞いたのですけれども、片手間にそんなことで果たしていい運営ができるのかなということを感じたので、ちょっと検討すべき事項かなと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

図書館長につきましては、教育委員会事務局の総括次長が兼務をしております、図書館長になっておるところでございます。

また、先ほどお話ししましたとおり、図書館の運営につきましては軽米教育施設運営会のほうに委託をしまして実施しているところでございます。

決裁等につきましては、先ほど中村委員おっしゃるとおり、常務理事が図書館のほうに行きまして職員の指導でありましたり、あるいは決裁押印について実施をいただいているというふうな状況でございます。

いずれ、今後かるまい文化交流センターに図書館が移動になるわけですが、それらの部分、連絡を密に取りながらスムーズな運営を行っていきたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いたします。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） これまで、4月からやってきて問題点等は出ていなかったのか。

まだそれを検討する余地があるとかというふうな答弁ではなかったのですが、ただ、今やっているからそのままとにかく突き通すというふうなことで果たしているのかなというふうに思いますけれども、考える余地はございませんか。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） 4月から現在まで、図書館につきましては軽米教育施設運営会のほうに委託をお願いしまして取り組んできたところでございます。今のところ主立ったような問題等は生じてはおりません。しかしながら、今後図書館の図書の引っ越しでありましたり、様々な図書館の運営、そして施設が新しくなるわけでございます。そういった部分につきましては、これから様々な問題等が出てくるのが考えられます。いずれ、教育委員会事務局と軽米教育施設運営会、連絡を密に取りながら円滑な管理について進めてまいりたいと思いますので、よろしくご指導等お願いしたいと思っております。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 図書館のことはもういいです。

先ほど出たロボット芝刈機のことに関連してですが、ハートフル・スポーツランド、以前芝生管理等は業者委託されていたような気がしてはいたのですが、現在ハートフル・スポーツランド、ロボット芝刈機を導入した経緯もあって、その管理状況は今どうなっているのでしょうか。今までどおり同じなのか、ロボット芝刈機によってその分は業者からは撤退してもらったとか、やり方がどのように変わってきているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ハートフル・スポーツランドの芝刈り業務につきましては、野球場、多目的広場のフロアの部分以外等については委託をしているところでございます。多目的広場

のフィールドラインを現在ロボット芝刈機を導入しまして芝刈りをしているところでございますが、やはり補完的に芝の管理でありましたり、施肥等については継続して実施しなければならないというふうなことから、そちらの部分についても一部委託をしているというふうな状況となっております。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） ということは、委託もしているし、直営でのロボット芝刈機も使ってやっているということで、経費のほうは従来と比較して下がっているのでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） 経費削減のためにロボット芝刈機を導入して進めているところではございますが、現在の状況をお話ししますと、やはり燃料費の高騰でありましたり電気代の高騰等がございまして、従来の金額から下回っているかということであれば、下回っていない状況でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） ありがとうございます。経費の部分はまずいいとして、先日私もハートフル・スポーツランドの多目的広場でグラウンドゴルフやらせていただいたときに、ちょっと芝の状況があまりよくないなというふうに感じました。ロボット芝刈機に頼り過ぎているのか、いいところもあるのですけれども、何か雑草が多くなってきて、凸凹が多くなる状況だなというふうにも感じましたけれども、その辺のところ、業者委託もしているのであれば、含めて、もう少しチェック体制をするべきかなというふうにも感じますけれども、その辺はどのようなになっていますか。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） ただいまのご質問についてお答えします。

今、委員おっしゃるとおり、ロボット芝刈機を導入しまして刈り取りについては機械で実施しているところでございますが、今お話をいただいたとおり様々、施肥でありましたり農薬散布等については、業者と連携を取りながら進めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 次のことですが、先ほど会議の話がありました。今回も見て、生涯スポーツの振興について非常に私は危惧している状況ですが、生涯スポーツ推進委員の方を何名か委嘱していると。以前から私もその委嘱されている人たちからも言われていたのですけれども、会議を全く開いていないというふうなこと。今回も決算書を見たら、全部不用額になっていると。これは会議を開いてい

ないということです。あわせて、生涯スポーツ推進委員、昨年度だけのことなのか、いつ頃からそういう状況が続いているのか、私はそれに該当する人間ではないので分かりませんが、その辺の状況はどうなっているのか。

あわせて、コロナでかまけていたのか、ほかの事業、例えばチャレンジデーをやるにしても、以前は実行委員会を開催して、最低限でも総会みたいな形でやって、このような形でチャレンジデーを開催しますよということで開催していた経過があったようですけれども、それも多分開催されていないのではないかなど。だから、全然そういうふうな有識者といいますか、そういう委員の人たちの意見を全く聞きもしないで、勝手に自分たちだけでやっているような状況のような気がしないでもない。果たしてこれで町民全体のスポーツ振興が図られるのだろうかというふうに私も非常に心配しているところがございます。現状のところはどのような状況なのでしょう。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

スポーツ推進委員の会議でございますが、令和4年度におきましてはコロナ禍等々の状況から実施ができなかったというような状況でございます。それ以前、令和3年、2年、元年等についてはそれぞれ1回ずつ実施をしております、ご意見をいただきながら進めているところでございます。

また、本年度スポーツ推進委員の改選期となってございまして、新たなお願いをさせていただきましたが、会議については今のところまだ開催していない状況となっております。いずれ、早急に会議を開催しながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、チャレンジデーのお話がありました。チャレンジデーの実行委員会についても、ここ数年についてはコロナの感染症対策ということから実施をしていない状況ではございました。しかしながら、スポーツ推進委員の皆様であったり、様々なご協力をいただきながらチャレンジデーには取り組んできたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） いずれコロナって、その前はやっていて、昨年度がコロナでできなかったというのはちょっと理由にはならないなというふうに感じますけれども、いずれやり方に対してもいろんなやり方があるということ、先ほど言った書面会議というものもあったと思いますし、いずれそういうふうなスポーツ振興であれば当然、軽米町の場合はスポーツ推進委員しかいないと。審議会とかそういうふうなものはないから、スポーツ推進委員が一番の意見をいただく機関であるということであれ

ば、その方々からも意見を聞かないでやっている、その状態が今の町総体のほうの停滞にもつながっているのではないかなというふうな気がしてならないなと思っています。

もう少し責任を持った業務執行を心がけてほしいなど。特にスポーツ関係はいろんな人から協力をいただかなければならない。事務局だけでできるものではない。みんなから協力をいただくためにも、いろんな人たちから意見を聞いて、それを反映して進めるというのが一番の基本の部分だと思いますので、ぜひそのところをもう少し責任を持って進めてほしいなというふうに思いますので、そのことをもう一度お願いしたいのですけれども、よろしく申し上げます。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） 今お話のあったとおりで反省してございます。皆さんからご意見を伺いながら、推進について取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） B & G プールのことについてお伺ひします。

今年はずごく暑かったのでかなり、毎日プールがにぎわっていただろうなと思いましたが、あまりにも暑過ぎてプールを使えない日が多かったのではないかと思います。プールは何か室温が何度で、水温が何度で、そして合わせて何度以上あればちょっと危険だとかというような基準があるようなのですが、プールはいつも、この予算にもありますとおりで上屋シート取付、また取外と、いつも季節になれば取り付けて、取り外すということなのですが、今年は夜間はほとんど使わなかったようなのですが、何か遮光、たばこを栽培している人たちは遮光幕というのはやっていますが、何かそういうふうな遮光の役割を果たす上屋を取り付けるとか、カバーをかけるとかというような、予算もかなりかかると思うのですが、小中学校、保育園とかみんなでするプールなので、その辺の今年の活用状況とかどうでしょうか、お伺ひします。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） B & G プールのことについて質問にお答えしたいと思います。

プールにつきましては、今、江刺家委員おっしゃるとおり、オープン前にはシートを張りましてプールを覆って実施しているというふうな状況でございます。遮光のものを張ったらいいのではないかなというふうなことも今お話にございましたが、なかなか施設的に古い状況でございます、そういった部分ができるかどうかといったことについては今後検討させていただきたいと思っております。

また、利用についてでございますが、一般開放もしているところではございます

が、なかなか一般の方のご利用がないというような状況から、現在は小学校、中学校の授業での活用が主な状況となっております。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 思いつきで失礼ですけれども、関連してB & Gプール、できてからもう35年以上経過して40年近くたつわけですけれども、今一般の利用が少ないという、多分一般の方々は隣接の八戸市とかほかのほうに行っている人が多い、室内プールのほうに行っている人が多いのではないかなという気がします。

学校にプールがない、小学校、中学校、学校のプールがないということで、学校プールとしての活用というふうなこともあるようですけれども、あそこの建て替えの考えはないのか。あわせて、隣接のゲートボール場は一時のゲートボール熱が全く今は下がり、ほとんどあそこは使われていない状況。かえっておかりや元気館のほうでやると。ゲートボール人口も地域によってはあるようですけれども、軽米町の場合は逆にレベルが高くて、40代、50代の人たちが岩手県制覇を目指して、全国大会を目指している方々が非常にいます。その人たちは専門的な形でおかりや元気館を使ってやっているなというふうには私は見ているのですけれども、あの方々は全国大会等に行けば芝生のところでゲートボール大会が行われるということで、ハートフル・スポーツランドの一面でもいいからゲートボールができるような状況にしてほしいなというふうな希望もあったようですけれども、それらも含めれば果たして今、B & Gプールの隣のゲートボール場、あわせてプールの老朽化を考えた場合、借地料も非常に高いと私も感じていますが、それを含めて今後のプールの建設計画というものを考えるべきではないかなというふうに思うわけですけれども、教育委員会事務局ではどのようにその辺をお考えなのか。修繕等も含めて、どのような状況なのかを含めてお話しいただければと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） 今B & Gプール並びにゲートボール場等についてのお話がありました。委員おっしゃるとおり、プールにつきましては非常に老朽化が進んでいると。なかなか修理も難しいような状況となってきているところがございます。しかしながら、具体的にいつ、どのようなプールを造るかという計画については、早急に作成する必要があるかと思いますが、今のところは具体的な計画がない状況となっております。今お話をいただきましたとおり、借地でもあることから、そういった部分を踏まえながら早急な計画の作成について検討してまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） もう一つお願いしたいのですけれども、B & GプールはB & G財団のほうから寄贈されたというふうなことですけれども、今現在、教育委員会事務

局に何とか育成士とかそういうふうな人はいるのか。いないのであればいなくてもいいのかというふうなこと。あわせて、今何かあるところでは屋根つき室内プール等を財団のほうから補助もらって建てているというふうな、建設しているというふうなことを聞いたことがあるような気がするのですけれども、そういうことも可能なのか。そういうふうなことを調べた経緯があるのかどうか含めてお願いしたいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） 現在、軽米町においてはB & Gの指導員という方はいないという状況になっています。B & Gの財団のほうの会議には毎年1人参加しまして、事業の推進等については分かっているところでございます。

それから、今お話のございましたとおり、B & G財団を活用してのプールの建設等について可能かということでございますが、こちらも可能とはなっているようでございます。また、修繕等もできるような状況とはなっていますが、いずれ先ほども話題になりましたが、借地であるということ、様々町として学校にもプールがないという状況など、いろんな総合的な部分も勘案しまして、どのようなプールの建設が必要なのかといった部分を検討しながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（茶屋 隆君） 大村委員。

○9番（大村 税君） 生涯学習で生涯スポーツ振興の件について、単純ではありますが、ご質問させていただきますので、説明をお願いしたいと思います。

③の軽米町体育協会活動費補助金について説明願いたいと、このように思います。当課としては活動支援を行ったというふうになってはいますが、現在体育協会に登録している団体が何団体であるか、1点。

そして、2点目には、国民体育大会あるいは県民体育大会等で国を挙げての生涯スポーツを推進しているところでございますが、この県民体育大会に我が体育協会から何団体が参加といえいいか、出場されているのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

大変申し訳ございません。具体的な資料が手元にございませぬので、調べましてご回答させていただきたいと思っております。

○委員長（茶屋 隆君） 大村委員。

○9番（大村 税君） では、調べて後ほど説明いただくということでございますが、そ

れに付け加えてというか、お願いしたいことが、向こう5年間のスパンでもよろしいですが、チーム、団体数の増減と、あるいは県民体育大会等の出場団体数の移行を調べて報告してもらえればありがたいなど、このように思いますが、よろしくお願ひいたします。

○委員長（茶屋 隆君） では、一緒に後で答弁を願ひます。

後で調べて答弁ということでございますので、よろしくお願ひいたします。

○9番（大村 税君） はい、よろしいです。

○委員長（茶屋 隆君） あとございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） ないようでございますので、10款終わりますして、13款災害復旧費、産業振興課、工藤薫君、説明をお願ひいたします。

○産業振興課農政企画担当課長（工藤 薫君） 主要施策の説明書23ページ、13款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費でございます。（1）の農地・農業用施設災害復旧費721万9,000円でございますけれども、農業用施設災害復旧事業の修繕が5件、これが463万1,000円、続いて農地等小規模災害復旧事業補助金、9件、これが228万9,000円でございます。

農地等小規模災害復旧事業補助金については、国の災害復旧事業に乗らない40万円未満の復旧事業費に対して補助しているものでございます。昨年8月1日から22日にかけての豪雨で被災した農地・農業用施設の復旧事業に努めてきたものでございます。

決算書は186ページでございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、竹澤泰司君。

○産業振興課総括課長（竹澤泰司君） （2）でございます。林業施設災害復旧費でございます。こちらにつきましては、林道2件の復旧修繕を行ったものでございます。事業費につきましては315万4,000円。内容につきましては、先ほどと同じになりますが、令和4年8月1日から22日にかけての豪雨で被災した林道の復旧に努めたものでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 2項、地域整備課、地域整備課環境整備担当課長、神久保恵蔵君。

○地域整備課環境整備担当課長（神久保恵蔵君） 2項公共土木施設災害復旧費、地域整備課分になります。（1）公共土木施設災害復旧費、決算書は186から188ページとなります。町道、河川、橋梁災害復旧修繕料として22件、内容といたしましては道路19件、橋梁2件、河川1件でございます。事業費といたしましては、

1, 056万2, 000円です。

事業の目的及び効果等については、令和4年8月1日から22日にかけての豪雨で被災した町道、河川、橋梁施設の復旧に努めたものでございます。

説明は以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 13款災害復旧費について説明がありました。

質疑を受けます。質疑ございませんか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 農地・農業用施設災害復旧費ということで、農地等小規模災害復旧事業補助金というのがあります。これは、どういう方々に補助金として出すのか、また対象者はどのぐらいなのか、お伺いします。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課農政企画担当課長、工藤薫君。

○産業振興課農政企画担当課長（工藤 薫君） ただいまのご質問ですが、農地等小規模災害復旧事業補助金でございますけれども、これは国の災害復旧事業の対象外となった、金額的には40万円未満ですけれども、13万以上40万円未満となります。こういうふうな小規模な災害復旧費、国の事業に該当しない小規模な災害復旧で申請した方に補助するものでございます。9件の申請があつて、その方々に補助したものでございます。

通常補助率は2分の1以内というふうなことになってございますが、昨年度はこの豪雨については県内全てが激甚災害指定を受けたというふうなことで、3分の2の補助率としてございます。

事業が、町内にある事業所がある建設業者に施工していただいた方に限るような格好になってございます。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） すみません、ちゃんと見ていなくて。ありがとうございます。

公共土木施設災害復旧費の22件ということで、昨年8月の災害のあれだったようですけれども、ここ、科目を見ると工事請負費というのがないので、じかに修繕していただいたものだと思います。これは、集中豪雨的な突然の雨で、局地的に降った場合に、例えば職員の方でも小軽米に住んでいる方が、この前も高家で水害が出たし、土砂崩れがあったみたいなことを知らないでいると思うのですけれども、そういう場合は災害対策本部というのがあるとは思いますが、災害の内容ではなくてあれですけれども、職員に対してその知らせというか、行くものですか。大体、土日が多いなと思って。

○委員長（茶屋 隆君） 分かりますね。

産業振興課農政企画担当課長、工藤薫君。

○産業振興課農政企画担当課長（工藤 薫君） 災害が起きたときの対応の仕方というふ

うな部分でございますが、これは一定条件で大雨警報になった、ある一定の予想がされる豪雨があるというふうな話になりますけれども、そういう場合は県にも被害状況を報告しなければなりませんので、警報になってこういうぐらいの雨が降った、降った後にしか調査できませんので、事後になりますけれども、その翌日とかに調査に入っている状況です。ダム管理ですとか、そういうふうな場合は、地震とか、一定の量の豪雨があると、その担当者がその現場の状況をちょっと確認しなければいけませんけれども、通常は被災の状況は災害が過ぎた後に調査するようになっております。警報になりますと災害対策本部が設置されるわけですので、全庁的にはそこは、調査とはまた別です。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） ありがとうございます。

あともう一つお聞きしたいのは、何か所かあった集中的な豪雨ということで、メガソーラーとかの関係でそこから水が少し多く流れたとか、そういう箇所はなかったでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 再生可能エネルギー推進室室長、日山一則君。

○再生可能エネルギー推進室室長（日山一則君） ただいまのご質問ですが、そういったことでの報告はございませんでしたので、大丈夫でございました。

○委員長（茶屋 隆君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは、13款災害復旧費を終わります。

総務課からの資料が出ておりますので、説明がございます。

総務課総括課長、日山一則君、説明お願いいたします。

○総務課総括課長（日山一則君） それでは、議会のほうから資料要求ということで、地方債の状況ということで資料の提出を求められましたので、1枚物でございますが、表裏印刷したものでございます。ご準備のほうはよろしいでしょうか。1枚物でございます。

地方債の状況ということで決算の概要、本会議でも申し上げましたとおり、令和4年度末の一般会計の地方債現在高は、この表でございまして合計の右側のほう、令和4年度現在高、下のところでございますが、88億8,586万8,000円となっております。

なお、この1ページの(1)の表でございまして、区分別現在高ということで、区分にありますとおり、公共事業債あるいは公営住宅の建設のための事業債、あとは今ご説明申し上げましたとおり災害復旧事業の起債など、あと当町では一番多い過疎対策事業債あるいは交付税の振替分となります臨時財政対策債などございまして、これを合わせた額が今申し上げました88億8,586万8,000円となつ

ております。

なお、これだけの借金がありますと、当然後年度の負担が大変になってまいります。令和4年度の元利償還額ということで、決算書では185、186ページにございます11款公債費、併せて御覧いただければと思いますが、ご準備のほうはよろしいでしょうか。185ページ、186ページを御覧いただきたいと思います。こちらにあります11款公債費の22節償還金、利子及び割引料ということで、元金の償還額、令和4年度が8億6,261万7,287円となっております。また、それに伴う利子が1,957万5,365円というふうとなっております。

また資料に戻っていただきますと、今申し上げました合計額がこの令和4年度元利償還額、元金、利子、計とございますが、今そこの合計の部分を上上げたところでございます。

それで、この起債につきまして、よく交付税バックがあるとか、控除算入になるとかというふうな財源補填が後年度されますよという話をよく説明申し上げておりますが、この各事業債ごとに、全てではございませんが、そういった交付税の算入があります。主なものは、皆さんご存じのとおり過疎対策事業債、これにつきましてはその年の元利償還額の7割相当が普通交付税に算入されてまいります。

また、辺地対策事業債につきましては80%、また臨時財政対策債、これにつきましては本来交付税で措置すべきものなのですが、国の予算等の都合もあり捻出できない部分について、地方に借金をさせてその財源不足を補っていただくというふうな起債でございますが、これについては後年度100%、償還費として交付税に算入されております。

以上のように、そういった控除算入を見ますと、今回現在高88億円ぐらいございますが、約7割相当が交付税で返ってまいります。したがって、その算入が約88億円のうち62億円程度が交付税で補填されます。実際に皆様から頂戴いたしました税金で賄い、一般財源として26億円ほどというふうな試算が載っております。

それでは、裏面、2ページ目を御覧いただきたいと思います。(2)年度別償還見込額、これが借入先ごとに、これから令和5年度、6年度、7年度、ずっと償還が続いてまいります。その年度ごとの元金、利子の償還の見込額でございます。

なお、この見込額につきましては令和4年度の決算をベースに作成しております。したがって、今、令和5年度事業進行中でございますが、令和5年度に借入れするかるまい文化交流センターの整備事業であるとか、そういった道路の整備事業に伴い発生する過疎債、そういった各起債の部分は入っておりません。それを勘案してお聞きいただきたいと思いますが、令和5年度、今年度の償還見込みが8億5,994万8,000円。これは、令和4年度と比較しますと2,200万円ほど減

額になっております。過去の大きい償還が終了したというようなものが要因となります。

なお、令和6年度においても、若干でございますが、600万円、700万円弱減、令和7年度からは今度は償還額が増えてまいります。9億5,000万円、令和8年度には9億7,000万円。この状態でいきますと令和9年度がピークということで、10億円を超えるというふうに試算されております。

また、先ほど申し上げましたとおり、令和5年度あるいは令和6年度の事業を行うために起こす地方債も上積みになってまいりますので、それに伴い償還額も増えてまいります。そういった状況でございます。

ただ、先ほどの繰り返しになるのですが、交付税が約7割ということですので、大体この償還額の3割程度が毎年一般財源として捻出していかなければならないというふうなものでございます。

(3)に参ります。これは、借入先別・利率別現在高ということでございまして、借入先ごとに、現在約88億円の残っている借金のうち利率が何%のものがあるかという調査表でございます。御覧いただければ分かりますとおり、近年の低金利ということで、かなり利率が低いものが多いでございます。ただ、2%近いもの、あるいは3.5%以下という部分もございます。これについては、平成16年度から18年度頃に借入れしたもので、当時の利率がその程度だったということで残っておるものでございます。

それで、この表から言えるのは、やっぱり今後償還が増えていくということでございます。したがって、今回の補正予算にも町債減債基金、今年度末への町債等への備えという意味で2億円の基金の増設を予定することで提案させていただいております。それを活用しながら毎年の償還の平準化を保てるというふうなことで財政計画を立てておるところでございます。

あと最後に、このデータに基づいた内容、毎年国で実施しております地方財政状況調査、俗に決算統計、決算統計というふうに申しますが、普通会計のそういった決算統計、地方財政状況調査で報告している数値、国へ報告して全国で公表になっているという数値を基に作成したものでございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 説明ありがとうございます。

では、ここで休憩して、その後再開してから質疑を受けたいと思いますので、11時10分まで休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（茶屋 隆君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

10 款教育費の部分で答弁漏れございますので、教育費の分について教育委員会事務局教育総務担当次長、輪達ひろか君、説明お願いいたします。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（輪達ひろか君） 先ほどご質問のありました決算書 179 ページ、180 ページの報酬の件についてでございます。

こちらは学校給食共同調理場運営委員会に関するものでございまして、こちら数年、書面会議として開催をしているものでございます。昨年度も中村委員により書面会議の報酬につきましてご意見をいただいていたところでございます。書面会議の報酬につきましては、今後教育委員会事務局だけではなく庁舎内全体で議論していく内容であると考えております。

今年度のこちらの会議の開催方法につきましては、今後委員の皆さんと検討してまいるところでございます。

給食関係は以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 続けて、教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） 先ほど大村委員よりご質問があった件につきましてご説明をさせていただきます。

まず、体育協会の加盟団体数でございますが、15 団体で361 名となっております。

それから、県民体育大会の参加の状況でございますが、令和元年度は7 団体、陸上競技、バスケットボール、ソフトテニス、ゴルフ、柔道、剣道、ゲートボールの7 競技となっております。

令和2 年度については、県民体育大会がコロナによって中止となっております。

令和3 年度でございますが、ソフトテニス、ゴルフ、ゲートボールの3 団体が、令和4 年度においてはソフトテニス、ゴルフ、ゲートボール、剣道の4 団体が、そして本年度、令和5 年度でございますが、ソフトテニス、ゴルフ、ゲートボール、剣道の4 団体が県民大会にそれぞれ参加しているというような状況となっております。

以上、説明とさせていただきます。

〔「向こう5 年間で何団体がどういうふうにと
うのは聞かなかったか」と言う者あり〕

〔何事か言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりました。質疑ございますか。

大村委員。

○9 番（大村 税君） 団体数は15 団体ということで361 名のようでございますけれども、向こう5 年間の間で増減はどのように把握してありますか。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） 今のご質問でございます。

15団体ということで、加入会員数がやはり1桁の団体も3団体ほどございます。そういった部分については、今後各競技団体等と協議をしながら体育協会として活動できるような方向に進めていただくよう相談をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○委員長（茶屋 隆君） 大村委員。

○9番（大村 税君） でも、5年間のうちでは減ってきているのですね。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） やはり人口減少とともに、少しずつ会員の数はどの団体も減少の傾向とはなっております。その中で、今お話ししましたとおり、スキーでありましたりゴルフ競技については会員数が1桁というふうな状況などから、それぞれ会員の掘り起こしであったり、そういった部分について競技団体と検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（茶屋 隆君） 大村委員。

○9番（大村 税君） 人口減少のために減っているということでございましたが、人口減少だけに要因を押しつけないで、今後どのような減数を少なくするような対応、対策が協議されておられるのか、その点についてお伺いいたします。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） スポーツにつきましては、先ほどお話ししましたとおり15団体が頑張っているというような状況でございます。

今、大村委員からお話ございましたが、人口減少だけではなくて様々な部分で取り組みというふうなお話をいただきました。それらについては今後検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○9番（大村 税君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） では、教育費のほうはこれで打ち切ります。

総務課のほうから地方債の状況について先ほど説明がありましたけれども、質疑を受けます。質疑ございませんか、先ほどの説明に対して。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） この資料をもらって、今まで口頭で説明してもらってもなかなか全体がつかめなかったのですが、目で見ることができてよかったなと思います。

後ろ側というか、(3)のほうの借入先別・利率別現在高というのがありまして、この利率の高いのがあるのですが、こういうのは繰上償還というのはもうできない仕組みになっていますか。

- 委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、日山一則君。
- 総務課総括課長（日山一則君） ただいまのご質問ですが、政府資金等においてはあまりできないことになっておりますけれども、条項では相互により繰上償還することはできるということで借入れしておりますので、可能ではございます。
- 委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。
- 5番（江刺家静子君） ちなみに、その他の金融機関というのは、これはどこということはお聞きできますか。
- 委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、日山一則君。
- 総務課総括課長（日山一則君） ただいまのご質問ですが、JA、新岩手農協でございます。あと、市中銀行については岩手銀行、みちのく銀行、そういった地方銀行でございます。
- 委員長（茶屋 隆君） そのほかございませんか。
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（茶屋 隆君） では、なければ終わります。

◎議案第10号の審査

- 委員長（茶屋 隆君） 続いて、議案第10号 令和4年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを行います。
説明をお願いします。町民生活課町民生活担当課長、鶴飼靖紀君。
- 町民生活課町民生活担当課長（鶴飼靖紀君） 国民健康保険特別会計について説明いたします。主要施策の説明書につきましては24ページ、決算書につきましては209ページからになります。
まず最初に、国保の被保険者数につきましては令和4年度末で1,421世帯、被保険者数2,276人でございます。
国保会計の主な事業につきましては、国保の被保険者の方が医療機関を受診した際の医療費に対しまして保険給付を行っておるものでございます。
（1）療養費等の給付につきましては、療養給付費、療養費合わせまして6億4,737万1,000円、（2）高額療養費の給付につきましては9,473万円を給付してございます。適正な医療の確保と健康保持増進に努めたものでございます。
（3）出産育児一時金の支給につきましては、2名の方に対しまして82万8,000円の一時金をお支払いしてございます。
（4）葬祭費の支給につきましては、23名の方に対しまして69万円の支給を行っているものでございます。
町民生活課担当分は以上でございます。
- 委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課健康づくり担当課長、日向安子君、お願いします。

○健康福祉課健康づくり担当課長（日向安子君） それでは、特定健康診査等事業費についてご説明をいたします。決算書は217ページとなります。

町は、国民健康保険の加入者の皆様の保険者として健康管理、そして続きます後期高齢期を健やかに過ごしていただくために健康管理をする役割がございます。医療費削減を目的といたしております。

特定健康診査につきましては、令和3年度より個別健診を実施しておりまして、受診率の向上を図っておるところでございます。また、未受診者対策として家庭訪問を行い、未受診理由の把握と健診の受診勧奨に取り組みました。

特定保健指導につきましては、健診結果の説明会場での個別での保健指導を実施し、面接の機会を増やし、より多くの方へ生活習慣改善の支援ができるよう努めてまいりました。

実施事業は記載のとおりでございます。

事業費は1,124万6,000円ございました。

健康福祉課からは以上です。

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑ございませんか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 今説明がなかったのですが、国民健康保険税の収納のことは税務のほうの資料でありました。被保険者が全体で98人減って、世帯数も16世帯減っているということでした。その中で、所得が下がっているのか、7割軽減対象世帯が43世帯、前年度に比べて増えております。私が毎回しつこく言っておりますが、この中で短期保険証の方というのはどうなのでしょう、前年度に比べて増えましたか、減っているか、ちょっとお伺いします。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課町民生活担当課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課町民生活担当課長（鶴飼靖紀君） ただいまの短期保険証の世帯のご質問に関しお答えいたします。

短期保険証の世帯でございますが、9月1日現在で世帯数が74世帯、120人の方に短期保険証が発行されてございます。こちらに65歳以上の方が14名、18歳以下の方が13名、短期保険証の該当になってございます。前年度に比べて、確かな数字はございませんが、減少はしてございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 短期保険証の世帯が74世帯と、私は増えたかと思っていたが、減っていましたか。分かりました。

それから、税務課の資料のほうを読みますと、未就学児がいる世帯で24世帯、

33人なのですが、それで軽減額が21万8,450円という資料がありましたけれども、今、子育て支援ということで、全国的に国でも言うておりますが、私も前に一般質問で取り上げましたが、未就学世帯のこの子供の全額の免除ということを書いていたのですが、そうするとこの21万4,850円あれば全額免除という解釈でよろしいでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 税務会計課総括課長、古舘寿徳君。

○税務会計課総括課長（古舘寿徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

令和4年度からこの制度が始まりまして、要は半額になると、半額にした部分が21万8,450円という実際の減額額でした。つまり全額を免除ということになれば、あとこれと同額が必要になるという捉え方になるかと思えます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 納税相談を毎月やっているようなのですが、納税相談にこの74世帯の方でどのぐらい来るのか、また保険証の期間が3か月だったと思うのですが、取りに来なくて郵送している方というのが結局どのぐらいあるのか、お伺いします。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課町民生活担当課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課町民生活担当課長（鶴飼靖紀君） 短期保険証に関しては3か月の有効期間で発行しておりまして、窓口に取りに来ない方に送付はしております。その世帯数につきましては29世帯でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 税務会計課総括課長、古舘寿徳君。

○税務会計課総括課長（古舘寿徳君） 休日、夜間の納税相談においでになった方は、短期保険証の該当の世帯ということでいくと、令和4年度は13世帯、令和3年度は5世帯、令和2年度は7世帯の方々が相談においでになっております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） ありがとうございます。

盛岡市なんかでは4月というか、最初のときだけ納税についてのことをいろいろ相談を受けて、あとは保険証はそのまま1年間のものを返すということでした。ぜひともそういうふうになればいいなど、いつも思って質問しております。ありがとうございました。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○5番（江刺家静子君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） あとございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） なければ議案第10号を終わります。

◎議案第11号の審査

○委員長（茶屋 隆君） 議案第11号 令和4年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地域整備課総括課長、中村勇雄君、説明をお願いします。

○地域整備課総括課長（中村勇雄君） 議案第11号についてご説明いたします。主要施策の説明書25ページで説明させていただきます。決算書は230ページとなります。

（1）地方公営企業法適用に向けた移行業務につきましては、令和6年4月適用に向けて実施いたしております。事業費は808万円でございます。

（2）公共下水道施設費につきましては、事業費2,585万1,000円で実施しております。これは、施設の管理に要した費用でございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） なければ議案第11号を終わります。

◎議案第12号の審査

○委員長（茶屋 隆君） 議案第12号 令和4年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、健康福祉課総括課長、小笠原隆人君、説明をお願いいたします。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） それでは、介護保険特別会計についてご説明をいたします。主要施策の説明書によると25ページとなります。決算書は245ページから247ページとなります。

実施事業としては、介護保険事業の中で訪問介護サービス事業とケアプラン作成事業、それと認定調査を行っております。実施件数については、記載のとおりとなっております。

介護保険法の趣旨に沿いまして、利用者等の意思及び人格を尊重し、介護計画に基づき入浴、排せつ、食事等の訪問介護サービスを提供いたしました。また、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護の支援サービスを提供しております。さらに、施設入所の必要な方については、施設と連携をし、入所への支援を行ったところでございます。

事業費としては1,471万6,000円となっております。

説明は以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

江刺家委員。

- 5番(江刺家静子君) この介護保険特別会計で給料とか払っているのですが、正職員、また会計年任用度職員がいらっしゃいますか。
- 委員長(茶屋 隆君) 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。
- 健康福祉課総括課長(小笠原隆人君) ただいまの江刺家委員のご質問にお答えいたします。

職員といたしましては、令和4年度は正職員、ケアマネジャー、主任ケアマネでございますが、1名と、会計年度任用職員の事務補助1名となっております。

以上です。

- 委員長(茶屋 隆君) 江刺家委員。
- 5番(江刺家静子君) この内容からいって大変いろんな業務があるなと思いますけれども、あとは国保の場合は滞納していると短期保険証ということで納税相談に来ることになっているのですが、介護保険の場合は滞納というか、払えなかった人の場合は何かサービスを削減されるとか聞いたのですが、そういう対象になっている方は何人ぐらいいらっしゃいますか。
- 委員長(茶屋 隆君) 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。
- 健康福祉課総括課長(小笠原隆人君) 保険料を納めていなくてサービスを利用できない方ということについての数値は、ちょっと今持ち合わせておりません。こちらについては、二戸地区広域行政事務組合のほうからお聞きしないと分からない部分でございますので、後ほど調べてお知らせいたします。

- 委員長(茶屋 隆君) 江刺家委員。
- 5番(江刺家静子君) 年金が上がらない中、何が大変かなというのと、介護保険料は年金から引かれてくるので、介護保険が高くてという声はよく聞きます。払っていて、ちょっと払えなかったりして、国保の保険証なんかだとそれでも診療を受けることができるのですけれども、介護の場合はサービスを受けられないというのが出てくるみたいなのですけれども、調べたらお聞きしたいと思います。ありがとうございました。

- 委員長(茶屋 隆君) 健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。
- 健康福祉課総括課長(小笠原隆人君) ただいまのご意見でございますけれども、保険料をふだんは納めているのだけれども、ここしばらく納めていなかったという方につきましては、5年間までは遡って納めることができますので、納めていただいた後にサービスを利用させていただくという方法を取ってございます。

以上です。

- 委員長(茶屋 隆君) ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） なければ、介護保険特別会計を終了いたします。

◎議案第13号の審査

○委員長（茶屋 隆君） 議案第13号 令和4年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、町民生活課町民生活担当課長、鶴飼靖紀君、説明をお願いいたします。

○町民生活課町民生活担当課長（鶴飼靖紀君） 後期高齢者医療特別会計について説明いたします。主要施策の説明書は25ページ、決算書は258ページとなります。

令和4年度末の被保険者数につきましては1,864人でございます。実施事業につきましては、広域連合保険料負担金の納付は7,000万4,000円でございます。被保険者の方から徴収した保険料を広域連合のほうへ負担金として納付したものでございます。

次の広域連合保険基盤安定負担金の納付につきましては、3,702万5,000円を支出してございます。これは、低所得者の方の保険料を軽減した際に発生する保険料の負担金について、町と県で負担して納付するものでございます。

以上、後期高齢者医療特別会計の説明でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑ございませんか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 後期高齢者の場合、昨年からでしたか、ある一定の所得を超えると、1割負担だったものが2割負担に引き上げられました。3割負担という方もいらっしゃると思います。人数、1割負担の方、2割負担の方、分かりますでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課町民生活担当課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課町民生活担当課長（鶴飼靖紀君） すみません、数字につきましては持ち合わせてございませんので、後ほど調べてお知らせいたします。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 先ほどの国保の場合は、納税が滞っていると短期保険証ということでしたけれども、後期高齢者の場合は年金から差し引くということになっていても差し引かれない場合もあるかと思うのですけれども、その場合はどういうふうなペナルティーがあるかお伺いします。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課町民生活担当課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課町民生活担当課長（鶴飼靖紀君） 後期高齢者の方は、最初の1年目につきましては普通徴収ということで、納付書で納めていただくこととなります。また、年金から引かれない方につきましても普通徴収ということで、納付書で納付いた

くこととなります。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） ペナルティーの部分については後で調べてということでしたね。

納められなかった人の場合、保険証が来ないとかということはないのでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課町民生活担当課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課町民生活担当課長（鶴飼靖紀君） お答えいたします。

後期高齢者につきましても、短期保険証というものを発行いたしております。対象者は、現在2名の方に短期保険証を発行してございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○5番（江刺家静子君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 質疑がなければ、議案第13号の質疑を終わります。

◎議案第14号の審査

○委員長（茶屋 隆君） 続いて、議案第14号 令和4年度軽米町水道事業会計決算の認定について、水道事業所所長、中村勇雄君、お願いします。

○水道事業所所長（中村勇雄君） 議案第14号について説明いたします。説明につきましては本会議場で説明してございますが、概要につきまして主要施策の説明書で説明させていただきます。26ページとなります。

実施事業等は、有収水量57万1,746立方メートル、給水件数は1年、12か月の総計で3万5,227件、給水人口6,594人、給水戸数2,468戸となっております。

実施した事業等、事業費等、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 質疑がなければ、議案第14号の質疑を終わります。

◎議案第15号の審査

○委員長（茶屋 隆君） 続いて、議案第15号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

最初に、歳入全体について当局の説明を求めます。総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） 議案第15号 令和5年度軽米町一般会計補正予算（第5号）につきまして、歳入予算のほうの概要説明ということで補足を申し上げたいと思います。

予算書のほうはご準備よろしいでしょうか。それでは、ページのほうは6ページをお開きください。11款地方交付税でございます。補正前の額26億7,200万円に6,236万4,000円を補正いたしまして、トータル27億3,436万4,000円とするものでございます。これにつきましては、さきに普通交付税の算定が終了いたしまして、交付額が決定したことによりまして今回増額補正するものでございます。

それから、13款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金でございます。これは、補正前の額805万8,000円に18万3,000円を増額し824万1,000円とするものでございます。内容につきましては、老人ホームの入所費用の増額が見込まれるということから補正するものでございます。

続きまして、15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金でございます。補正前の額4,485万9,000円に27万5,000円を増額しまして4,513万4,000円とするものでございます。内容につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金が27万5,000円増額するものでございます。

それから、16款県支出金、2項県補助金でございます。2目民生費県補助金、補正前の額3,020万2,000円に414万2,000円を増額しまして3,434万4,000円とするものでございます。これにつきましては、県の事業でございますいわて子育て応援保育料無償化事業費補助金ということで、市町村が第2子以降3歳未満児に係る保育料の利用に対して無償化を行う場合に県のほうで2分の1を補助するというものでございます。

それから、7ページに移りまして、19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、これは補正前の額5億4,347万7,000円から2億3,014万8,000円を減じまして3億1,332万9,000円とするものでございます。繰越金、交付税等の確定によりまして、これまで財源調整させていただいた繰入金を減額調整するものでございます。

続きまして、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正前の額5,000万円に対しまして4億3,776万8,000円を増額して4億8,776万8,000円とするもので、これにつきましては令和4年度からの繰越金の確定により今回補正するものでございます。

最後、21款諸収入、4項雑入、4目雑入、補正前の額1億342万8,000円に37万1,000円を増額しまして1億379万9,000円とするものでご

ざいます。この内容につきましては、県道二戸軽米線を今、県のほうで整備しておりますが、新町といいますか、工藤自工の前の辺りに案内板があるのですが、それが工事の支障ということで町のほうで除去してほしいと、それに対する補償金ということで、同額を歳出予算のほうにも計上しております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 歳入の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 質疑がなければ、歳出に移ります。

それでは、2款総務費から説明を求めます。2款総務費、総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） 今、委員長のほうから2款の説明ということでございましたが、歳出通じまして各款ごとに職員の人件費、まず当初予算で計算しておりますが、当初予算では人事異動前あるいは各課の配置もまだ決しておらない状況での予算見積りでございましたので、今回の補正で各課の配置が決定したことから各科目の予算調整を図ったところでございます。したがって、2款以降、各科目の中に給料あるいは職員手当、共済費あるいは報酬、費用弁償、そういったものに職員あるいは会計年度任用職員、そういった方々の人件費がございます。それを今回補正させていただいておりますので、一括してご説明申し上げます。

トータルで人件費相当額834万8,000円の増を計上しております。内容については、今申し上げましたとおり、職員の配置決定に伴う調整と増額というふうになります。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） では、2款総務費ですね。総務課総務担当課長、松山篤君。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） 2款の総務費についてご説明を申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の354万5,000円の減額につきましては、先ほど総括課長がご説明したとおり人事異動等によるものでございますので、省略をさせていただきます。

2目の文書広報費につきましては、補正前の予算が1億339万7,000円に今回580万円の増額のお願いをいたしまして、1億919万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、伝送路移転業務委託料として580万円の補正をお願いするものでございます。町では町内全域に皆様ご存じのとおり光ファイバーケーブルを回しているところでございますが、具体的には東北電力の柱あるいはN T Tの柱をお借りして光ファイバーケーブルを全域に設置しているところでございます。そ

の東北電力の柱やN T Tの柱、工事あるいは柱自体の老朽化、地権者の撤去依頼、移設依頼等の状況によりまして、毎年一定程度の移設が発生しております。この柱等の移転に伴いまして光ファイバーケーブルの移設が必要となっておりまして、その移設の距離等によれば光ファイバーを再配置する必要もございまして、このような金額の移設費用が発生するという事で、今回補正をお願いするものでございます。

次に、4目の財産管理費でございます。3,372万3,000円に2億5,037万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内容としましては、14節工事請負費を37万2,000円、これは歳入で総括課長が説明したとおり、県道二戸軽米線の工事に伴いまして、町で設置しました案内看板が道路用地内にかかるということで移設を求められ、その物件撤去工事の分として37万2,000円の計上をお願いするものでございます。

24節の積立金につきましても、先ほど来公債費の状況で説明したとおり、元利償還金の平準化を図るという趣旨の下2億円の積立てを、公共施設等総合管理基金の元本積立てにつきましても、議案第1号で説明したとおりの趣旨に基づきまして5,000万円の積立てをしようとするものでございます。

11目の節につきましては、それぞれ国庫補助金あるいは県負担金、補助金等、令和4年度の事業を実施しましたがけれども、精算するに当たりまして返還金が生じておりますので、それぞれの事業ごとの返還金の合計として834万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

13目の文化交流センター費につきましても、会計年度任用職員の期末手当ということで、15万7,000円の補正を今回お願いするものでございます。

1項の総務管理費の説明については以上となります。

○委員長（茶屋 隆君） 2款の総務費の企画費に関しても、総務課企画担当課長、鶴飼義信君。

○総務課企画担当課長（鶴飼義信君） それでは、2項企画費、1目企画費の補正予算について説明させていただきます。

先ほど給料、職員手当等につきましては総括課長より説明いたしましたので、10節需用費と11節役務費について説明させていただきます。

10節の需用費につきましては、消耗品費となっております。あわせて、11目の役務費については広告料ということで記載してございます。こちらの中身につきましては、かるまい文化交流センターの開館が12月1日に予定されてございますが、そちらに合わせましてバスのターミナルを設置するという事で計画してございます。そのバス路線の利用促進を図るということで、今回高速バスの利用者の増を計画するという事で計上させていただいたものになります。

こちらの消耗品費につきましては、高速バスの利用者に対しまして、その利用度に応じて町内の商品券の支給を行い、利用の促進と、併せて町内の消費喚起を行いたいと考えてございます。

あわせて、広告料につきましては、そのバスの利用促進あるいはかろまい文化交流センター等のPRをバスの車体のほうへの広告の貼付け、車内への掲示等を行ってまいりたいと思ひまして計上させていただきました。

以上となります。

○委員長（茶屋 隆君） 以上、総務費について説明が終わりました。

質疑ございませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） バスターミナルの関係で、何か高速バスの利用者を増やすために商品券をおあげする。まず、それはそれでいいのですけれども、今高速バス、盛岡市まで1往復なのかなと思っていましたけれども、かつてコロナで東京までの便が、何か八戸市からは行っているようだけれども、軽米町には止まらないようなのですけれども、八戸市から来る東京都までの高速バスの軽米発着に関しての見通しはどうなっているのかと、あわせて盛岡市まで1往復だったのが、以前は2往復だったわけですが、これが2往復に増やす状況にあるのかどうか、この2点お伺いします。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課企画担当課長、鶴飼義信君。

○総務課企画担当課長（鶴飼義信君） それでは、ただいまの中村委員のご質問にお答えいたします。

まず、高速バスの路線につきましては、軽米経由となっているのが、八戸発着の盛岡行きが軽米インターに停車するというのが1つございます。こちらは県北バスの運行となっております。もう一つは、青森県十和田市発着で、東京駅まで行く十和田観光のバスが1日1往復運行されてございます。どちらにつきましても、今回の利用促進の対象としたいと考えてございます。

あと、八戸発着の八盛号につきましては現在、委員おっしゃるとおり1往復となっております。こちらは、新型コロナ等の状況によりまして2往復だったものを1往復にするということで県北バスのほうからは説明をいただいて、現在は1往復という状況になってございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 確認ですけれども、東京までの便は軽米発着になっていますか。

軽米には止まっていないような気がしていましたが、どうだったか、そこを確認します。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課企画担当課長、鶴飼義信君。

○総務課企画担当課長（鶴飼義信君） ただいまのご質問にお答えいたします。

軽米発着の高速バスも運行されてございます。ただ、運行が週末、金、土、日、月が基本ということで運行されてございます。あわせて、お盆期間中とかそういった部分には、その曜日以外にも運行しているというふうになってございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 私はてっきりまだ軽米発着はない、休んでいるのだなと思っていたのですが、私だけでなく知らない人が多いのではないかと思いますので、ぜひ広報活動を進めて、また今回それこそ利用促進のために商品券をおあげするのであれば、それも併せて広報活動していただければなど。その商品券のあれはどのような形でおあげする、具体的にそのやり方をちょっと教えてください。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課企画担当課長、鶴飼義信君。

○総務課企画担当課長（鶴飼義信君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現段階での案ということでご説明させていただきます。まず、八盛号、盛岡行きにつきましては、通常軽米出発で片道1,800円の運賃となっております。こちらにつきましては、2回利用された場合、3,600円分の経費となるのですが、1,000円分の商品券をお渡しするというような考えでございます。

東京行きのシリウス号につきましては、運賃は曜日とか、あと繁忙期によって前後するのですが、大体片道7,800円から1万円ちょっとの金額となっておりますが、1回の利用で2,000円分というふうな形で考えて、掛ける人数で予算を計上させていただきました。

その引換えの方法につきましては、各事業所との協議も必要になるのですが、乗車証明書等を発行していただいて、それを基に引き換えるというような想定で考えてございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） お昼になりましたので、ここで1時まで休憩します。1時から引き続きこの続きをやりますので、よろしく願いいたします。

では、休憩します。

午後 零時00分 休憩

午後 零時55分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 再開いたします。

それでは、ちょっと時間早いですけれども、皆さんおそろいになりましたので、休憩前に引き続き会議を始めます。

午前中の部分で答弁されていなかった部分がございますので、町民生活課町民生活担当課長、鶴飼靖紀君から説明をお願いします。

○町民生活課町民生活担当課長（鶴飼靖紀君） 午前中の江刺家委員の質問にお答えいたします。

後期高齢者の3割負担、2割負担、1割負担の内訳はということでございましたが、今日現在で3割負担の方が45名、2割負担の方が106名、残りの1割負担の方が1,718名となっております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○5番（江刺家静子君） ありがとうございます。

○委員長（茶屋 隆君） では、引き続き総務費について質疑を受けます。

中村委員。

○6番（中村正志君） さっきの高速バスの関係で、要望を含めてですけれども、高速バス利用促進を図っていきたいということで、盛岡市から帰ってくる時は多分軽米町に着くのが8時半頃だと思うのですけれども、以前にも何か町民の方から総務課のほうに要望があったと思うのですけれども、私もそれ話聞かされていました。高速バスが今発着しているところのちょっと手前のインターから真っすぐ行った丁字路ですね、国道のところの丁字路のところは、街灯があるのですけれども、街灯が消えていて、もう一つの町道のほう、八幡宮のほうに入る道路の部分についての街灯はついてます。一步手前のほうはあるのだけれども、ついていないと。高速バス降りて、あそこから車で帰る人たちはいいのでしょうかけれども、そこから歩いて帰ってくる人たちにとっては非常に暗くて、特に女性の方々は怖いというふうなことも聞いたりしております。だから、ぜひあそこの街灯、あるのだからつけてほしいということで、前にも町民から総務課のほうに要望があったと思うのですけれども、何かそのままの状態であると。これから特に日が短くなってきますし、私もあそこを利用したりしているのですけれども、10月、11月になればもう4時半、5時になれば真っ暗くなって、私もちょっとあそこで何か活動しようとするれば真っ暗くて何もできない。怖いというイメージもあります。車なんか、横断歩道もあるので、非常に長い横断歩道ですので、ぜひあそこに、県のほうに要望をすることになるかとは思っているのですけれども、街灯をつけていただくようお願いして、それで高速バスから降りてきた方も安心して帰れるような状況をつくっていただければなど、そのように思いますけれども、その話は聞いていませんでしたでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課企画担当課長、鶴飼義信君。

○総務課企画担当課長（鶴飼義信君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確認ですけれども、国道のバイパスと高速からのぶつかった丁字路のところの街灯というところですか。

○6番（中村正志君） あるのですよ。

○総務課企画担当課長（鶴飼義信君） 高い、大きな街灯。

○6番（中村正志君） 街灯があるのだけれども、ついていない。

○総務課企画担当課長（鶴飼義信君） そのお話についてはちょっと確認できておりませんでしたので、状況を確認したいと思います。その上で、管理者が県であれば県のほうに協議をしていきたいと思います。まず、調べさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） かるまい文化交流センター費がここにあるので、併せてお伺いしたいのですけれども、かるまい文化交流センターの関係で地域おこし協力隊も募集していたようでしたけれども、現在のところ応募があったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課企画担当課長、鶴飼義信君。

○総務課企画担当課長（鶴飼義信君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今年度、かるまい文化交流センターのオープンに向けて地域おこし協力隊を募集してございます。現在のところ応募はございません。問合せ等は何件かございますけれども、地域おこし協力隊は全部で10人ほど募集はしているのですが、まだ任命には至っていないという状況でございます。引き続き受入れといいますか、ポータルサイト等を使っての募集というのも今進めておりますので、そういったものを活用しながら任命になるように進めていきたいなと思ってございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 私、今はちょっと資料がないのですけれども、3人ぐらいの募集だったような気がして、複数のあれだなと思っていましたけれども、今後12月1日開館を目指しているときに、その地域おこし協力隊の人も含めた形での運営を想定していたのではないかなというふうに私は思うのですけれども、今現在で応募がない状況の中で、当初考えていたかるまい文化交流センターの運営に支障はないのか、または代わりの人を配置してやろうとしているのか、ちょっとその辺の軌道修正といいますか、その辺はどのようになっているものでしょうか。

〔「休憩してください」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 休憩します。

午後 1時02分 休憩

午後 1時03分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 再開します。

教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

かるまい文化交流センターでの地域おこし協力隊の募集に当たりましては、イベントの企画でありましたり、様々そういった多目的交流施設の利活用等について意見をいただきながら、地域おこし協力隊を導入して進めていくというふうなことで考えていたものでございます。

今お話のありましたとおり、管理運営につきましては現在会計年度任用職員5名を採用してございまして、そちらについては影響がないものと考えておるところでございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○6番（中村正志君） 私の質問に答えているのでしょうか。何か肝腎なところは抜けているような気がします。

○委員長（茶屋 隆君） 地域おこし協力隊を含めて全てにおいてそれでやっていこうとしているのに、3人来なくても大丈夫かということ。その管理運営だけでなくかな。

○6番（中村正志君） 別に要らないということ。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） 説明にならなかったのかもしれませんが、いずれかるまい文化交流センターのイベントの企画でありましたり、多目的ホールの利活用等について様々意見をいただきながら企画をしていただくというふうなものを主な業務として地域おこし協力隊をお願いしていたものでございます。

管理運営につきましては、12月にオープンをするというふうなこと等から、本年4月、会計年度任用職員を5名雇用しまして、そちらに充てるというふうなことで進めているところでございます。現在のところ、その方々で運営していきたいというふうなことで考えておりまして、支障はないものと考えているところでございます。

同じような回答になるかと思いますが、よろしく願いいたします。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。もし足りないところがあったら、もう一回再度質問してください。

中村委員。

○6番（中村正志君） 管理するだけだったら、それは別に誰だっていいのでしょうけれども、ある程度頭腦的な部分、いろんな発想、運営していく上でいろんな意見を取り入れながら新しい展開をしていきたいという考え方で、そういう人をあそこに置

いていこうというふうに考えたものだと思うわけですが、それが抜けた場合に、会計年度任用職員5人、多分その5人という人はただの管理人ではないかなというふうに思っているのですけれども、その人たちだけで果たしていいのかなと、当初考えているのとちょっと違うのではないかなという気がするのですけれども。かるまい文化交流センターをもっといろんな企画をしながら、いろんな人たちから利用してもらうための企画をするというふうな頭腦的な部分を地域おこし協力隊に求めているという感じではないかなと思うわけですが、その方が抜けたら、やはりちょっとこれからのかるまい文化交流センターを運営していく上において、ただただそこにいて鍵開けて、鍵閉めて帰るだけの人だけで果たしていいのかなというふうな感じを受けたのですけれども。だから、その辺の地域おこし協力隊が来ないのであれば、代わりの人をそういうふうな何かしら、職員でもそういうふうなある程度考え方を持っている人を配置するとかというふうなこと、役割を持つ人が必要ではないのかなと思ったのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） 今の中村委員おっしゃるとおりだと思います。いずれ12月にオープンするというふうなことがほぼ決まっている状況の中で、今管理の部分は話をしましたが、今後も引き続き地域おこし協力隊を募集していきながら、教育委員会事務局が向こうに移転するというふうな方向で検討させていただきますので、その移転に伴う職員も企画等に携わりながら、いずれにぎわいの創出であったり、様々な部分について取り組んでいくという目的は今後も継続していきたいというふうに考えてございます。

人数が不足している部分については、施設をオープンしながら、どういう方向性が望ましいのかといった部分も検証しながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。ご理解をお願いいたします。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） せっかくかるまい文化交流センターのほうに教育委員会事務局の職員が行くというふうなことも話しされましたので、機構改革の一環でもあるような気がしているのですけれども、あまり機構改革が進んでいるような話もないのですけれども、一応取りあえず現時点での機構改革の考え方はどの程度進んでいるのかということが1つと、あわせて教育委員会事務局、ちょっと隣にいる職員が全員、教育長以下全員があそこの事務室に行くのかどうか、私はちょっと半信半疑だったので、その状況をもう少し詳しく教えていただけませんか。12月までにそういうふうな体制になるのかどうかということ。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） ただいまのご質問です。機構改革はどのように進んで

いるかということでございますが、まだ今はまずこうするというふうな部分で、具体的な部分はまだこれからになります。いずれ大枠としてこの限られた職員数、残念ながら職員が増えていない、減っているという状況の中で、町民サービスが低下することのないような分かりやすい職場といいますか、役場というふうな形でその職責を果たしていかなければならないということ踏まえながら検討していく予定となっておりますが、教育委員会事務局がかるまい文化交流センターのほうには一応全職員が移行する。教育長以下全職員が移行するという方向で進んでおります。

なお、先ほど来ありました企画部門、やはりかるまい文化交流センター、事務的な運営はさることながら、そういった企画力あるいはそういったイベント等によって町民の皆様方がよりよい施設として活用いただけるように、あるいは外部からの交流を広げていくためにはやっぱりそういったノウハウを持った専門家は必要だというのはごもったもな意見だと思います。

残念ながら、地域おこし協力隊を募集しておっても、今のところ応募はない。相談はあるのですが、応募者がいないという状況であります。いずれかるまい文化交流センターを生かしていくためには、全職員がやっぱり一致した意見、考えでもって企画等もしていかなければならないというふうに考えておりますので、決して偏ることなく全職員がそういった方向に向くというふうな姿勢を貫きながらよりよいものにしていくということで、当然ながらそういった専門的な知識なり、そういったノウハウをお持ちの方を招聘するのは非常に有効ではあると思いますので、その辺も踏まえながら、調査しながら、地域おこし協力隊と併せながら検討していくというふうな考えで進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） ありがとうございます。私たちもかるまい文化交流センター見学させていただきましたけれども、あの部屋に教育長以下全職員移るというのは果たして可能なのかなと、逆に言えば心配しているのですけれども、教育長も個室ではなく、皆さんから見られているような状況の中になるのかなというふうに、その辺は私が心配することではないと思うのですけれども。

ただ、先ほど言っている地域おこし協力隊のことについては、たまたま地域おこし協力隊を募集して、ここに配置して、いろいろな専門的なノウハウを持った人が来てくれれば、それを生かしながら運営していきたいというふうなことでやっていたので、それを当てにしているのであれば、来ないのにおいては支障があるのではないかとということで私は聞いているだけです。

ただ、教育委員会事務局の全職員が向こうに行って、かるまい文化交流センター、後でまた問題となるかもしれませんけれども、公民館的な、社会教育的な事業を進

めていくという上においては、当然今の体制でやっていることでしょうから、別に地域おこし協力隊が来ようが、来まいが、できないことではないはずだと思っています。図書館は図書館でしょうから。あと、子育て支援センターまでやろうとしているのかどうかは分かりませんが、あとはステージ等がある部屋と、それぞれの会議室等の部屋をいかにして公民館機能的な形で企画事業等を起こしていけばいいだけのことであります。

ただ心配なのは、まず専門的な資格を持った社会教育主事がない。それが今までの教育委員会事務局の一番の欠点ではないのかなというふうに思っています。ただ、それを配置しないということは、それに代わるだけの職員がいるというふうなことでそのままにしているのではないかとは思っています。今現在の職員でできないことではないと私は思っているのですけれども、ただ先ほど言った地域おこし協力隊をただ当てにしていたのであれば、ちょっと厳しいのではないかというだけの心配で話をさせていただいたものです。まず、ある程度社会教育等に対しての専門的な知識を持った職員の配置、社会教育主事の配置というのは急務ではないかと思しますので、ぜひそれを解決して進めてほしいなと思えます。

総務課総括課長は人事課長でもありますので、その辺も踏まえてお願いしたいと思えますけれども、総括課長の考えはいかがでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） そのように私も賛同する部分はありますが、いかんせん限られた人員の中、適材適所に配置しながら効率よくやっていかざるを得ない状況ではございます。そういった資格の部分、任用可能であれば、当然ながら任用して、そういう配置ができるように努めてまいりたいと思えます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○6番（中村正志君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは、次に3款民生費、説明をお願いします。

健康福祉課総括課長、小笠原隆人君。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） 委員長、その前に午前中の江刺家委員の質問に対してお答えしたいのですが、先によろしいですか。

○委員長（茶屋 隆君） では、説明の前に江刺家委員の質問に対するお答えをお願いします。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） それでは、皆様のところ「みんなの安心介護保険」というパンフレットをお配りしておりますが、その付箋が貼ってあるページを御覧いただきたいと思えます。

その右側の31ページのほうになります。こちらを見ると、「介護保険を滞納すると？」というところがございます。納期限を過ぎると督促手数料や延滞金が徴収される場合がありますと。あと、1年以上滞納すると、利用したサービス費用については一旦全額を自己負担しますというところ。1年6か月以上滞納すると全額自己負担となり、申請しても保険給付の一部または全額が一時的に差し止められます。滞納が続く場合は、差し止められた額から介護保険料が差し引かれる場合がありますと。2年以上滞納しますと、上記に加えて滞納期間に応じて利用したサービス費用の自己負担割合が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなったりしますという状況になっております。

こちらを見ると、江刺家委員がおっしゃったようなサービスを利用できないかというのは、基本的にはいらないということになります。ただ、保険料をお支払いしていないということで、負担割合が1割の方、2割の方、あるいはということで3割、4割になったりするよということでもありますし、一旦全額を自己負担しなければいけないというような状況が生まれてくるという状況でございます。

これが、介護保険の保険料を滞納している方がこういうふうな形での取扱いになるよという部分でございます。

そういう方がどれぐらいいらっしゃるかということのご質問でございますが、先ほど二戸地区広域行政事務組合のほうに確かめましたけれども、こちらについてはデータのものは押さえていないということで、調べられないことはないのけれども、二、三か月かかりますよというようなお答えでございました。

軽米町の状況を申しますと、うちのほうで押さえている方でいいますと、令和4年にお二人、令和5年度にお二人、そういう方がございまして、給付制限を受けているということで3割負担になっているようでございます。

午前中の質問については以上になります。

- 委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。
- 5番（江刺家静子君） はい。
- 委員長（茶屋 隆君） では、そのまま続けてお願いいたします。
- 健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） それでは、3款の説明をさせていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費についてです。給与、報酬については総務課のほうで一括してご説明したところですので、3目老人福祉費の12節の委託料、老人保護措置費委託料についてご説明いたします。こちらについては、身寄り等がなくて保護が必要な方を老人保護措置費という名目で保護している部分となります。今年度1人増えたということから、その1人分の措置委託料についての140万円を要求させていただいております。

○委員長（茶屋 隆君） 2項も。

○健康福祉課総括課長（小笠原隆人君） それでは、2項のほうも説明させていただきます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございますが、こちらは人件費となっておりますので、4目の児童福祉施設費の10節需用費と14節工事請負費について説明させていただきます。

需用費についてですが、消耗品が38万4,000円となっております。こちらについては、今年度、軽米こども園と晴山保育園、小軽米保育園の遊具一式の検査を行いました。その結果、軽米こども園と小軽米保育園については、結構な数の遊具がもう使用不可能というような形の診断が出ておまして、そちらにつきましては、今から発注しても冬の工事になるということで、一応全体的な遊具等の配置等も含めまして全体的に見ていただいて、そこを設計していただく形で、来年度当初に予算措置をさせていただきたいということでございます。

その中で、晴山保育園分につきましては比較的ほとんどのものが使えるよということで、使えないものについてはブランコのところですか、鉄棒のところですか、保護マットを敷くことでそれが改善できますよという形の診断が出ております。その分の着地面の床マットと、あとはボルトの突出部の樹脂キャップ等につきまして、消耗品費で38万4,000円を予算措置させていただきたいということでございます。

次に、修繕料でございますが、こちらにつきましては晴山保育園の駐車場の車止めの、コンクリートみたいな感じで、車でバックしていくと、タイヤが当たると止まるというような形のその車止めでございますが、それが車がバックしていくと止まらないで外れてしまって壊れているというような部分がございます、当初から何か危険だというような話で父兄のほうからお話をいただいていたようでございますので、今年度それを修繕させていただきたいということで、そちらが17万6,000円となっております。

もう一件、軽米こども園のシャワー室に置いてある汚物流しという部分で、陶器でできている汚物を流すようなこういうところ、それが破損しているということで、そこを修繕させていただきたいということで、それが28万6,000円となっております、合計で46万2,000円の予算となっております。

次に、14節の工事請負費についてご説明いたします。こちらにつきましては、晴山保育園の沐浴用給湯設備更新工事ということになっております。こちらが詳しくは、赤ちゃんや小さい子供たちの汗をかいたときとか、汚れたときとかという部分で体を洗うための給湯設備、電気温水器等が故障しているということで、そちらの交換、修繕に係る工事請負費ということで103万4,000円を計上させていた

だいております。

説明は以上となります。

○委員長（茶屋 隆君） 民生費の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） なければ、民生費を終わらして、4款衛生費の説明をお願いいたします。

健康福祉課健康づくり担当課長、日向安子君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（日向安子君） よろしく願いいたします。

それでは、1項保健衛生費、2目の母子保健活動費についてお願いいたします。人事異動に伴う予算以外で計上しました補正予算について説明をいたします。

会計年度任用職員、8月に採用をさせていただいておりますけれども、通勤手当に不足が生じたので、1万8,000円を補正で計上させていただいております。

続きまして、12ページをお願いいたします。同じく会計年度任用職員の給与費でございます。こちらは、コロナワクチン接種に関わる会計年度任用職員についてですけれども、職員の給与費を精査しましたところ27万5,000円の不足が見込まれましたので、今回補正として計上いたしました。よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 2項清掃費も。町民生活課町民生活担当課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課町民生活担当課長（鶴飼靖紀君） 4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、14節工事請負費について説明いたします。予算書は12ページでございます。

ごみ収集員控室整備工事といたしまして、154万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、現在の控室が老朽化し、当初予算で753万9,000円の予算をいただいておりますが、当初予算ではごみ収集員の控室のみの工事を予定しておりましたが、トイレも一体的に整備が必要であるとの判断から、トイレの増設分の工事費をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（茶屋 隆君） 4款衛生費の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、4款、質疑がないようでございますので、6款農林水産業費の説明をお願いします。

1項農業費、2項林業費、産業振興課総括課長、竹澤泰司君。

○産業振興課総括課長（竹澤泰司君） それでは、6款農林水産業費、1項農業費につい

てご説明いたします。

人事異動によるものでないものということですので、予算書の13ページでございます。3目農業振興費の18節の負担金、補助及び交付金でございます。こちらでございますが、青果物価格安定事業負担金ということで3万2,000円計上させていただきます。こちらにつきましては、国、県、市町村、農業団体、生産者、それぞれが投資した資金を財源として、青果物の平均販売価格の補償基準額を下回った場合にその差額を補填し、生産者の経営安定を図るものでございます。こちらにつきましては、8月付で今年度の事業費の確定をいただきましたので、それに伴い不足額の3万2,000円を増額させていただくものでございます。

続きまして、生分解性資材普及拡大事業費補助金110万円でございます。こちらにつきましては、環境負担軽減と農作業労力の省力化による持続可能な農業生産を推進するため昨年度より農業用マルチの補助を行っておるものでございますが、今回マルチ以外の生分解性農業資材も補助対象として拡充するため、推進事業に係る経費を計上したものでございます。

6款農林水産業費、2項林業費につきましては、人事異動等によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 6款の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 6款を終わります。7款商工費、産業振興課商工観光担当課長、輪達隆志君。

○産業振興課商工観光担当課長（輪達隆志君） それでは、7款商工費、1項商工費、2目の商工業振興費についてご説明いたします。予算書は14ページとなります。

こちらは、18節の負担金、補助及び交付金につきまして54万1,000円の増額をお願いするものでございます。こちらは運輸事業者等運行支援緊急対策支援金でございますが、コロナ関連の交付金を利用いたしまして補正予算にて予算措置をして、こちらの交付金実施してございますが、予算措置のほう、昨年度同様の交付金を実施しておりまして、その際の実績を参考に補正で予算措置をさせていただきましたが、事業実施しましたところ、昨年度交付をしていない方が2件ほど申請がございまして、予算が足りなくなる見込みとなったものでございます。その不足すると思われる分につきましては54万1,000円の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） なければ、8款土木費、説明をお願いします。

〔「8款はないです」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 8款は人件費だけということで、続いて9款消防費、総務課総務担当課長、松山篤君。

○総務課総務担当課長（松山 篤君） 9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費の補正をお願いする部分についてご説明申し上げます。

今回お願いする部分は、18節負担金、補助及び交付金の軽米町消防団運営交付金ということで、総額135万5,000円。昨日のご質問もいただきましたけれども、消防団の円滑な運営を図るという趣旨の下、総額135万5,000円の交付金の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 9款消防費の説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 質疑なし。

続きまして、10款教育費、説明をお願いします。

教育委員会事務局教育総務担当次長、輪達ひろか君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（輪達ひろか君） それでは、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費の修繕料と備品購入費についてご説明をいたします。15ページの下段となります。

修繕料ですが、こちらは外壁修繕に係る費用でございます。中学校の職員室の上の部分になるのですが、現在外壁が一部崩れておるところがございます。こちら、生徒にも近づかないように現在注意喚起をしていただいております。早急に修繕を要するものでございます。

次に、備品購入費でございますが、こちらは防犯カメラを購入し、設置をするものでございます。近年、国内でも学校への不法侵入などの事例もあるようです。軽米中学校は、職員室から職員玄関や生徒昇降口が確認できない造りとなっております。誰が入ってきても分からないというような状態になっておりまして、入り口にインターホンはあるのですが、中にはインターホンも押さず入ってきて、いきなり職員室の戸を開けるようなお客様もいらっしゃるようでございます。悪気はないと思うのですが、そちらで防犯対策の強化のために、学校とも相談をいたしまして、今回設置をしたいと考えておるものでございます。

中学校費については以上です。よろしく申し上げます。

○委員長（茶屋 隆君） 4項社会教育費、教育委員会事務局生涯学習担当次長、梅木勝彦君。

○教育委員会事務局生涯学習担当次長（梅木勝彦君） 16ページをお願いいたします。

10款教育費、4項社会教育費、4目の図書館費でございます。補正額は238万2,000円となっております。13節の使用料及び賃借料、こちらにつきましては移転後に新たに予定している図書館の貸出しでありましたり、本の管理などを行うシステムの使用料金につきまして予算の精査をしましたところ、不足が見込まれることから38万2,000円の増をお願いするものでございます。

また、17節の備品購入費でございますが、200万円の要求額というふうなことでございます。こちらにつきましては、同様に12月に開館予定でございます図書館部分の図書の整備につきまして、貸出冊数の増加あるいは来館者の利便性を確保するために例年より多い図書を購入するというところで、約1,000冊を今回導入したいというふうなことで200万円の予算をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 教育費の説明が終わりました。

質疑ありませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 教育費ということではなく、役場全体の施設の関係ですけれども、今軽米中学校に防犯カメラを設置すると。今の時代、当然必要なことだと思いましたがけれども、町全体の中で公共施設等といいますか、そういうふうなところでの防犯カメラの設置率といいますか、その辺はどのようになっているのか、まずお伺いしたい。全然つけていないということなのかと。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） 今の質問でございますが、はっきり調査してはいないのですが、ほとんど設置はされていないのかなというふうな認識でございます。いずれそういった部分で調査はして、そういった状況は把握したいと思えます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 前にも何か役場の周辺にも防犯カメラなんか必要ではないのかというふうな話をしたときに、あまり必要性を感じていないというふうな話をされたりしたのですけれども、今の時代なんか車でさえもドライブレコーダーがほとんどついているような状況となっていて、いつ、どこで、何が起きているかというのはほとんどが防犯カメラで検索しているというか、そういうふうな時代になってきている。そういうことを踏まえれば、まず公共施設等の周辺というのは防犯カメラの必要性はあるのではないかなと思えますので、その辺は十分に調査しながら進めてほしいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） 調査して進めてまいります。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） すみません、今の質問に関連して、本当は急いでほしいのです。

児童クラブもまだつけていないと思うのですが、児童クラブは2階が保育室というか、部屋になっているのですが、1階の玄関から入ったときに、来た人も全然分からないということだったのですが、カメラをつけてほしいと前に要望していたのですが、どうなったのでしょうか。

〔「防犯カメラ」と言う者あり〕

○5番（江刺家静子君） あそこの体育館の隣の建物です。

○委員長（茶屋 隆君） 勤労福祉センターの。

○5番（江刺家静子君） それで、あそこには玄関のところにはぱっと明るい玄関灯もあるのですけれども、行くときぱっと光る反射するライトがこの辺に、雨どいにただ結いつけてあるような感じで、預けている方も不安なんだよねと、子供が上から降りてきたときにここに変な人がいても全然上の先生方は気づかないということで、また誰かが上がっていくまで気がつかないということで、本当は上にいたら下の玄関が見えるようなとか、そういうものをつけてほしいということです。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） その辺の要望についてはちょっと認識不足ではございましたが、そういった危険とか、そういった不安というのであれば、十分調査して、対応できるものであればしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（茶屋 隆君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） なければ、教育費終了します。

12款予備費。

○総務課総括課長（日山一則君） 特にありません。

○委員長（茶屋 隆君） 13款災害復旧費、産業振興課農政企画担当課長、工藤薫君。

○産業振興課農政企画担当課長（工藤 薫君） 13款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費、補正を200万円お願いするものです。

18節の負担金、補助及び交付金の部分で農地等小規模災害復旧事業費補助金となります。補助金ですが、前にもお話ししましたがけれども、国の災害復旧事業に準ずるもので、時間雨量20ミリ以上あるいは24時間雨量80ミリ以上の災害で原形復旧に要するのが国の災害認定基準となっております。今回の補助金は町単独事業でございまして、事業費が13万円以上40万円未満となりますけれども、その小規模災害復旧への補助金となります。補助率は2分の1としてございます。

8月20日ですけれども、時間雨量46ミリ程度の豪雨がありまして、それに対するもので、その後現地調査いたしまして、小規模な農地ののり面の崩れを3件ほど確認してございます。被害は少なからずあるものと認識してございます。申請はどの程度あるかは不明でございますが、今回200万円補正をお願いするものです。以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりました。
質疑ございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） ないということで、本特別委員会に付託されました議案15件の個別質疑が終わりました。

◎総括質疑

○委員長（茶屋 隆君） これまで審査した議案15件について総括的な質疑を行います。
それでは、今までの中で質疑漏れありませんか。あれば、ここで質疑を受けたいと思いますけれども。

○6番（中村正志君） 公民館のは別にとるの。ここでしゃべったほうがいいの。

○委員長（茶屋 隆君） 公民館以外の部分であればそっちをやってから、最後に公民館の部分で。

○6番（中村正志君） 公民館以外のことで。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） さっき教育関係でお聞きすればよかったのですけれども、コロナ感染が学校であって学級閉鎖等があったということでしたけれども、学校でないと分からないというふうな話だったので、教育委員会事務局のほうから軽米町が今年になってからコロナ等で学級閉鎖なり、学校閉鎖なり、そういうふうな状況があったかどうかの状況をちょっと教えていただければなと思います。

○委員長（茶屋 隆君） コロナ関係で学校閉鎖、学級閉鎖とか、そういったことがあったか、ないか。

教育委員会事務局教育総務担当次長、輪達ひろか君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（輪達ひろか君） お答えいたします。

7月でしたか、中学校で1件、学級閉鎖がございました。それ以降は閉鎖等の措置は今のところはございません。

ちなみにですけれども、8月、9月の各学校における罹患状況をお聞きしましたので、お知らせをいたします。軽米小学校で8月、9月で5人、小軽米小学校で4人、晴山小学校で9人、そして軽米中学校で22人となっております。こちら、9月8日時点の数ですので、またちょっと変動はあるかもしれません。

以上、ご報告いたします。

○委員長（茶屋 隆君） そのほか。

田中委員。

○1番（田中祐典君） 最近報道されているのですが、スクールバスとか、保育園の関係とかで亡くなった方がいるのですけれども、そういうふうな連絡事項、保育園から保護者への連絡、スクールバスの確認事項とかということをごきちんとお願いしたいなど。出欠に対して確認をされないで幼児が亡くなった報道がされているのですね。そういう関係がないようにしてほしいなと思いますので、再度保育園のほうで出欠、来ない場合の確認とか、スクールバスの乗り降りの確認とかを再度確認してほしいなと思います。意見を1件お願いします。

○委員長（茶屋 隆君） 要望でいいですか。

○1番（田中祐典君） はい、要望でいいです。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。では、ちゃんと聞いて対応していただきたいと思います。

そのほか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 先日新聞報道で生成A I、自治体手探り、軽米町がA Iの導入ということで、岩手県では4市町が試験運用をするようなお話が新聞記事でありました。その内容がいまいちよく分からないのですけれども、それはどのような形で進めようとしているのか、教えていただければなと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

中村委員おっしゃるとおり、7月21日に岩手日報のほうで対話型A I、3市町試行ということで、そのとおり久慈市、遠野市、そして本町の3市町でその対話型A Iの活用に向けた試行をするというような報道がなされました。全市町村調査した中ではこの3市町が取り組むということで、前向きに検討するというところが5市ございまして、残る市町村につきましては慎重に検討したいと、導入するしない関係なく、そういったような形で報道されております。

さて、今お話になっている内容ですけれども、C h a t G P Tということでなかなかちょっと、私もG P Tって何だろうなというような形なのですけれども、チャットということからいっても、私もちょっと認識不足なのですが、チャットというのは、調べますと、コンピューター、ネットワーク上でリアルタイムに複数の人が文字を入力して会話ができると、そこでぱぱっと入力すれば、不特定多数の方が、それに入っている方が会話ができるというのをチャットというように定義されているようです。

それを活用して、そこに質問することによって人工知能がそういった様々な、今まで持っている膨大な知識とといいますか、データを基に、こちらが質問した内容に対して答えをつくってくれると、ヒントを与えてくれるというような形でやるのがChatGPTということで、非常に大きく報道されるように、かなり自治体のほうでも目を向けているところで、新聞にもあったのですけれども、神奈川県横須賀市において全国初の自治体業務への活用を進めるということが報道されています。

今回、町においてはLoGoチャットということで、7月20日からそういった取組を進めておたのですけれども、9月30日までの期間、これを無料で今言ったChatGPTを使えるというトライアル版がありまして、いろいろな危惧される問題点はあるのですが、まず試してみようと。特にDXの推進という中で、前回の議会でも文書管理システムの導入ということで多大な金額のほうを皆様から認めていただいて今進めておるところなのですが、そういった文書管理システム、そういった様々な取組を若手が中心となって、非常にやりたいという意欲的な職員がおりまして、彼らを中心に今回試用しようということで、無料でもありますので、とにかく体験することが大事だろうということで始めたわけでございます。

ただ、ちょっと報道では大げさに軽米町と、こう大きく載ったものですから、ちょっと我々も恐縮したような感じではあるのですが、あくまでもテスト、テストといたしますか、体験、そういった形で取り組んでおります。

具体的に申し上げますと、職員ですね、全職員ではなくて、各課から数名、18人にそのアカウントを提供いたしまして、今試行してもらっております。今月が期限でございますので、使った職員からはアンケートを取って、その使い勝手とか、問題点とか、そういった部分を、課題をみんなで共有しながら、今後どうしようかというふうな部分を決定していきたいというふうな流れで進んでいるのが現状でございます。

いずれ、個人情報であるとか、機密情報とか、そういった部分が外部に漏れてはなりませんので、そういった部分の制限であるとか、あるいはデータが2019年までのデータしかないのか、最新のデータ、常に今のデータに更新されているわけではなくて、そういう古いデータもありますので、最新版でない可能性もあると。あるいは回答はしてくれるのですけれども、こちらが思ったような回答でない、全くずれた回答もあります。ですので、ある程度信頼できるものかどうかということ調査しながら、あるいは著作権とか、あと登録商標などの関連で問題がないとか、様々なそういった制限なり注意する部分が出てまいります。ですので、そういった部分を調査しながら、あるいは他市町村の動向も踏まえながら、今後導入に向けては慎重にしていきたいというふうなことが現在の状況でございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） ありがとうございます。この件については、私も今説明受けてもなかなか理解が難しい部分がありますので、これから様子を見て、自分も勉強しなければならないなと思っていましたので、この件については終わります。

次の質問に入っていますか。

○委員長（茶屋 隆君） はい。

○6番（中村正志君） もう一つですけれども、今回の委員会の中で、生ごみの関係をもう可燃ごみとして処理するのだというようなことで、軽米町に限らずほかのほうでも可燃ごみとして処理されているということで、ただ、今現在我々町民は生ごみは生ごみとして分別して収集の日に、今日もうちはあったのですけれども、出していると。この状況をいつまで続けるのかなと。可燃ごみだったら、もう可燃ごみとして、生ごみとして分別する必要ありませんよというふうなことで、町民も燃えるごみとして出せば別に苦労はないなと、逆に言えば、思うわけですけれども、またそれに対する経費だっただかかっていると思うのですけれども、その辺はどのように考えているのか、お願いしたいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課町民生活担当課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課町民生活担当課長（鶴飼靖紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在は、生ごみ処理は可燃ごみとして処理しておりますが、生ごみは生ごみとして分別して出させていただいております。

生ごみ処理につきましては、常に情報収集しておりまして、また実証実験等が始まるのに備えまして、せっかく習慣づけた処理というか、分別でございますので、できればこのまま続けていければいいのかなというふうに思っておりますが、実証実験ができないような状況ですと、これから先は可燃と一緒に出していただくことにもなるかと思いますが、その時期につきましては今後判断してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） いずれ我々町民が習慣づけられているということは、それはそれでいいと思いますけれども、そうでなく、生ごみを収集するための経費がかかっていますよね。それが逆に言えば無駄なわけですよね。それをそのまま継続するということは、やはり先の見通しをつけないで、今そのまま無駄遣いをしていていいのかなというのは疑問に感じるわけですので、いつかの時点である程度きちっと判断しなければならないことではないかなというふうに思いますけれども、今後の課題になるのかどうか分からないのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課町民生活担当課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課町民生活担当課長（鶴飼靖紀君） 生ごみ処理につきましては、令和4年度

までは収集員を8人で、生ごみ処理の収集員として2人採用しておりましたが、今年度から6人の収集員で回しておりますので、その2名分、生ごみ処理の収集員ということでは雇用してごさいませんので、経費につきましては昨年度より低くなっているものだと考えております。

○6番（中村正志君） 低いけれども、かかっている。

○町民生活課町民生活担当課長（鶴飼靖紀君） いや、かかっていないです。

○6番（中村正志君） ゼロ。軽トラックで、もう来ていないの。ゼロだったら別にいいです。実態がよく分からないので。

○委員長（茶屋 隆君） ほかにごさいませんか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 財政係の方からこの地方債の状況というものを出示していただきました。かるまい文化交流センターの関係については、過疎対策事業債だけだったのでしょうか、それとも何種類か使っていましたでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） もう一回、質問の意味が分かるようにお願いします。

○5番（江刺家静子君） 地方債の状況という資料を頂きましたけれども、ちょっと質問です。かるまい文化交流センターの関係は過疎対策事業債だけですか、あと何種類か使っていましたか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） お答えします。

過疎対策事業債のみでございます。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 地中熱の関係は一般会計だけで、地方債は使っていないですか。

〔「かるまい文化交流センターですね」と言う者あり〕

○5番（江刺家静子君） はい、かるまい文化交流センターの地中熱の工事です。

○総務課総括課長（日山一則君） 休憩して。

○委員長（茶屋 隆君） 休憩します。

午後 1時58分 休憩

午後 1時58分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 再開します。

総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） すみません、ちょっと説明不足だったと思いますが、かるまい文化交流センターの事業全体、地中熱工事もあるし、そういった建物整備、様々そういった事業がございますが、いずれそこのかるまい文化交流センター関連

で活用した地方債は過疎対策事業債だけでございます。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） ありがとうございます。前にもちょっと聞いたのですが、医療廃棄物関係で2億円近く支出しているのですけれども、それについては今のところは一般財源だけということですか。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） それにつきましては、適債性がないのでお金を借りることはできませんので、今おっしゃったとおり一般財源になります。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○5番（江刺家静子君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかございませんか。

大村委員。

○9番（大村 税君） 情報誌に掲載されていることについてご説明を求めたいと、このように思います。

まず、先般の情報誌では「企業誘致後押しに力」というタイトルで、隣の久慈市の出身の岡部さんが就任したということが報道されておりますが、この方が今軽米町の企業誘致促進に携わっているものと思っておりますが、どの部署において活躍されているか、説明願いたいと思います。それが1点。

また、山本町長が期待するということで、林業経営の効率化を図り、脱炭素化につなげ得る企業の来やすい環境に携わって活躍してほしいと、期待しているということが書かれておりますが、現在の活躍状況と、さらにはどういう企業との交渉事を行っているか、現状を説明願いたいと、こう思います。

この2点についてお伺いします。

○委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、日山一則君。

○総務課総括課長（日山一則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

岡部さんという方は、まず再生可能エネルギー推進室のほうに派遣という形で来ていただいております。この方につきましては、東京の企業のほうから、予算時にもご説明申し上げておると思っておりますが、地域活性化企業人ということで招致といいますか、こちらに来ていただいております。身分は向こうの企業の身分のまま、向こうから給料をもらう形で当町に派遣して、当町の身分を有しながら町の活性化のために取り組んでいただくという形で任用しております。期間は3年間を予定しておるものでございます。

なお、こちらの方への給与の負担として特別交付税が措置されまして、マックス560万円ということで、その分が町のほうに国から交付税という形で入ってまいります。その部分を給与費負担ということで企業のほうにはお支払いするという形

になっております。

具体的には、木質バイオマス発電とかそういった形の研究、そういったものの企業誘致等の実現に向けていろいろ調査なり、そういったものを研究しながら、職員とともに活躍していただいているという状況でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 大村委員。

○9番（大村 税君） 現在の活躍状況がどのように寄与されているかお伺いしたいのですが。例えば木質バイオマス発電等の企業に出向いて軽米町を紹介したり、そういうことを積極的にやられていると思いますが、その状況が現在どのようになっているか、説明願いたいと思います。

○6番（中村正志君） 委員長、次のことも考えてください。

○委員長（茶屋 隆君） 副町長、江刺家雅弘君。

○副町長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問ですけれども、木質バイオマスの発電を目的として、当然木質バイオマスですから木炭、木が必要となってきます。なので、いずれ森林組合だとか、地元の林業に携わる方々とか、そういった方々にも仕事を回しながら、なおかつ軽米町の森林総合整備計画というようなものと合致したような形で貢献してもらうために、今いろいろ、様々な業者等を回ってもらって調査してもらっているというところでございます。その辺を調査して、当然木の調達の部分もありますので、その辺のめどとか何か立った時点でいずれ工場なり何を建設して、あとは地元からの雇用、10名ないし15名程度が生まれてくるというようなことで、いずれ地元でこういった形でやっていけるのかということは今一生懸命調査してもらっているというような状況でございます。

以上でございます。

○9番（大村 税君） よろしいです。

○委員長（茶屋 隆君） ここで10分休んでから、またもう一回公民館について最後にやるということでしたので、今休憩して……

○6番（中村正志君） 次の特別委員会、最低でも2時からだったのですけれども。

○委員長（茶屋 隆君） それは終わってからということ。でしたよね。では、明日に繰り越すか。

〔「いや、そうでなく、続けたらいいでしょ、今終わるんだから」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 今続けてよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 続けてよろしいのであれば続けます。そうでなければ、打ち切ってそっこのほうやってから、明日また再度集まってやるという方法がいいのかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○6番（中村正志君） 当初は最低でも2時というふうなことでお願いしたつもりしていましたが、できませんでした。

○委員長（茶屋 隆君） すみません、委員長の進め方が悪くて。

○6番（中村正志君） いや、悪いとか、いいとかでなくて。

○委員長（茶屋 隆君） 2時からといっても終わるような状況ではなかったですし、そのまま続けます。

公民館についていろいろ質疑されましたけれども、まだ質疑が足りないということで、最後の総括のときに設けるということでございました。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員から再度質問を受けてから答弁。

○6番（中村正志君） 質問というより、今までもいろいろ話はしていましたけれども、いろいろ言っているからごっちゃになっているのかなと思ったりして、簡単にまず話をさせていただければ、議案第3号でしたか、いずれあれの条例改正ははっきり言って合わないというふうに、現状に合わないというふうなことを私は思います。

まず、私が思っているのは、公民館というものを何か教育委員会事務局のほうではただ単なる建物としてしか捉えていないような感じ。公民館というのは、社会教育事業等をやる機能を持ったものである。だから、活動状況のことを言っているはずなのです。ですから、それをまず軽米町公民館、軽米公民館を廃止するということは公民館機能というか、公民館活動をなくするというふうに捉えられると。ですから、軽米町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、非常にそこが、公民館の活動がなくなるのだよというふうなことをうたっているように取られると思います。ですから、まずもう少し社会教育を考えていただいて、社会教育法の第20条に公民館という目的があるわけですね。その中には公民館は社会教育事業等を実施する施設であると。ですから、ただただ建物だけを行っているのではなく、そこで事業を行いなさいよというふうなこと、それを設置するのは市町村であるよということで、その社会教育法の第24条を踏まえた上でまずこの軽米町立公民館の設置及び管理に関する条例というのはつくられていた。その中に軽米の公民館は次のとおりですよ。そして、それが軽米中央公民館と軽米公民館、小軽米公民館、晴山公民館というふうに設置していると。そこから今、軽米中央公民館と軽米公民館を廃止するよというふうなことになったわけです。これは、公民館活動を俺は廃止するよということにつながるというふうに感じます。

そこで、私は、前回にかるまい文化交流センター設置条例を出していただいて、そっちのほうにその内容が含まれているのかなと思って見たのですが、このかるまい文化交流センターというのは、目的として第1条で、「この条例は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、かるまい文化交流センターの設置及

び管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする」というふうなことで、社会教育的な、公民館機能的なことをやりますよとか、そういうふうなことは一切入っていないということです。ですから、これはただ単なるかるまい文化交流センターという建物を設置するのだというふうなこと、そして管理運営していくのだというふうなことにしか位置づけられていない。公の施設ですから、公共施設ですよ。社会教育施設ではないと。

ほかのほうでよく言っているのは、今公民館という名前をセンターというふうな名前に変えているところが多々あるようです。お隣の二戸市であれば、前あった中央公民館が多分廃止になったのではないかなと、見つけられませんでしたので。石切所公民館が二戸市立中央コミュニティセンターとか、金田一コミュニティセンターとか、浄法寺カシオペアセンターと、そういうセンターというふうな名前に変えている。しかし、その中には、ただ目的としては公民館の事業をやるのだよというふうなことをちゃんとうたっています。

一戸町も、公民館という名前はなくなったようです。一戸町の、前は文化センターの中に中央公民館があったのですけれども、そこが一戸地区生涯学習センターというふうな形に、みんなセンターという名前になって、一戸町の場合は総務部のほうにそれを移管して、教育委員会のほうにもあるようですけれども、総務部のほうの町長部局のほうに生涯学習・協働参画の活動というふうなものを事務分掌に入れてやっていると。それはそれでいいのですけれども。

ですから、そういうふうに名前が変わった、それはそれでいいのですけれども、その事業の内容がちゃんと含まれて移行されているということ。それが軽米町の場合のこの条例改正は、軽米中央公民館、軽米地区公民館を廃止するということについては、この公民館機能、公民館事業も廃止するよというふうに捉えられるというふうには私は思うわけです。社会教育を承知している人たちであれば、その辺のところは十分分かるのではないかなというふうに思います。

ですから、そのことでこの条例改正はそぐわない。やはりちょっとまずいのではないかということを私は言いたい。これが1つです。

もう一つは、今ある軽米公民館、それを廃止すること、予算要求も何もしませんよと、建物はもう一切手をつけませんよというふうな言い方をしている。そのことについて、もう少し時間をかけて今後の活用を、町民からももっと声を聞いて決定すべきではないのかなと。全く町民の声が伝わっていないような決定事項であると。そこに対して非常に私は不満を持つというこの2点が、簡単に言えば大きなものです。

もう一つ、昨日教育長が最後に活用状況、利用状況をお話しされました。はっきり言って、社会教育における発言ではないなど。昨年度、それこそ利用されている

のは、文化協会関係以外の人たちであれば2か月に1.何ぼぐらいの件数しかない。ですから、利用されていないので廃止しますよというふうな言い方していました。教育委員会事務局の立場だったらそうではないのではないのでしょうか。やはり教育委員会事務局、社会教育を担当する人たちは、施設を持ったら、何とか施設を利用してもらおうと、そういうふうな考え方で仕事をしなければならない。それは利用しないから廃止するのではない。それは、それこそ営業的な考え方で、得にも何にもならないから、もうそれはなくなるのだよと。それはちょっと、その発言はふさわしくない発言だったのではないかなと。やはり教育に携わる人間であれば、当然何とか自分たちでその利用率を上げようと、そのためにいろんな企画をして、町民の人たちに利用させようと、それが自分たちの仕事であると。それがおろそかになっていたその結果ではなかったのかなというふうに、ましてやここ3年、コロナの状況で利用できる状況にもなっていない。そういうふうなことを考えたときに、そういう理由づけでちょっと発言されるというのはふさわしくないなというふうに私は感じました。

そんなに難しい話をしているわけではないのですけれども、いずれ条例改正がちょっとうまくないのではないかと。ですから、何回も言っているようだけれども、かるまい文化交流センターにその公民館機能といいますか、社会教育事業等を行うのだよというふうな事項を含めるべきではないのかなと。そのためにどのような方法があるのかなと。一番いい方法は、軽米中央公民館の位置をかるまい文化交流センターにすれば、別に簡単な方法ではないかなというふうに私は言ったつもりでございます。その辺の理解がしていただけないのかなというふうに私はちょっと思いますけれども、そういうふうなことです。別にそんなに難しい話をしているつもりはないのですけれども。

私のほうからは以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 1点、2点、3点ぐらいかと思いましたがけれども、1点目は軽米中央公民館、軽米公民館の今までやってきたこと、軽米中央公民館と軽米公民館を廃止すればかるまい文化交流センターではできない。

○6番（中村正志君） いや、そうではない。

○委員長（茶屋 隆君） 私も条例的なことはよく分からないけれども、かるまい文化交流センターも多目的な活用をしていくということで、やっぱり条例にこだわらないといけないのだな。

○6番（中村正志君） 条例が基ですよ。

〔何事か言う者あり〕

〔「委員長、副町長がちょっと答えたいと言っているから話しさせてあげたら」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） すみません、では。

○副町長（江刺家雅弘君） 繰り返しになるような形になりますけれども、昨日教育長が言った数字的な部分についてはちょっとあれですけれども、公民館と図書館を建て替える理由というのを昨日も申し上げました。計画上の利用計画も、取りあえずは公民館の事業もこれまでどおり実施していくよという計画になってございます。例えば公民館のやっている事業をかるまい文化交流センターで、何か法律を改正しなければ法律違反になるというのであれば、これは法律を見直していかなければならないのかなと思っておりますけれども、そうではなくて、かるまい文化交流センターでもこれまでどおり同じような公民館の事業を、その社会教育事業をやるには公民館という名前がなければできないというような、何か例えばそういう法律的な仕分があるというのであれば、これは見直しをかけなければならないと思いますけれども、いずれ様々な体制で使っていくためには公民館も新たにそちらに建て替えるというか、建て替えたような、図書館、公民館を建て替えたような形のかるまい文化交流センターという形で生まれ変わったわけですから、軽米中央公民館というのは廃止して、いずれかるまい文化交流センターのほうで活動していくというようなものということをお願いしたいなと考えております。

また、公民館を解体する、解体しないというようなことですが、いずれあそこの跡地につきましたはいろいろな町民の方が、昨日も言いました、公園整備がいいとか、ただ軽米中央公民館を残して町の公民館として貸してもらいたいとかというふうなことは、いずれ地区の公民館がなくて困っているというふうなことは前にも聞いたことがございますけれども、できればあそこの跡地利用、例えば更地にして今後どのような形で活用していくのかというようなこと等については、いろいろご意見等を伺いながらこれから考えていきたいと思っております。

中村委員の言っていることも分からないわけではないのですが、こちらもそんなに難しいことを考えているとは思えないのですが、その辺のところだと思いますけれども、勉強しろ、勉強しろということですが、いろいろ確認もしていますけれども、社会事業、教育事業を運営していく上で、公民館という名称がなければできないということではないということは教育委員会事務局等からも確認しておりますけれども、そういうことであれば当局で提案したような形で進めたいと考えているものでございます。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） さっきも言ったのですけれども、別に公民館というのは今の時代、何かいろいろ何とかセンターとかというふうになっていて、公民館という名称を必ず使わなければならないというふうなことではない。いずれ公民館というふうなこ

との事業内容ですね、その内容が含まれていないと。かるまい文化交流センターの条例を見たときに、そういう事業をやりますよという目的に入っていない、目的が。だから、そこでやるというのは、逆に言えば間借りしてやるというふうなこと。本来ならばかるまい文化交流センターの目的の中に、それこそ実際生活の教育活動とか、文化活動とか、そういう住民の教養の向上とか、そういうふうな内容等をやるためにこの施設を設置しますよというふうになっていけば、別にそれはそれでいいのではないですか。そうすれば、それが公民館的な役割を果たして、軽米町のセンター的な役割になるのだと。そのかるまい文化交流センターの条例にそれが入っていないから、私は疑問視しているわけです。だって、全部条例があって規則をつかって、その次に運営計画というものをつくる。運営計画には確かにいろいろな細かいことは書いていました。しかし、条例が一番の基ですよ、軽米町の。条例があって、規則があって、それを基にしながら運営計画というふうなもの、活用方針を決めていくのだというふうなことを考えた場合、だから条例がちょっと不足しているのではないかということ。役場職員であれば当然条例が一番基になるのでしょうから、そのことを私は危惧しているということです。

○副町長（江刺家雅弘君） 休憩してください。

○委員長（茶屋 隆君） 休憩します。

午後 2時23分 休憩

午後 2時28分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 再開します。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 議案第3号について今、中村委員がいろいろな意見を述べられております。基本的には私は中村委員の意見に賛成です。なぜかといいますと、この公民館という役割ができた当時から、今のかるまい文化交流センターでいろんな活動をするわけですけれども、貸しホールといいますか、施設を貸してカルチャースクールのような趣味の教室とかいろいろやるわけですけれども、公民館の役割というのがそれからまたちょっと違った役割があったと思います。今は廃れてしまいましたけれども、青年会とか、婦人会とか、そういう人たちがそこからいろいろ活動して、公民館を拠点にして活動して町づくりとか参加していったという、そういうところの拠点が公民館だったと思います。ですから、公民館という言葉が本当に私は大事だと思っています。この条例改正は、最初はよく見ていなかったのですけれども、改めて見たら、そっちに移動するということかと思ったら、ずっと消えてなくなるという条例だったのですよね。あまり深くも見ていなかったのですが、これについてはやっぱり本当にこういうのがなくなってしまうのかなということ、なく

なりませんと言うのですけれども、やっぱりただここで消してしまうのにはちょっと問題があると思います。

○委員長（茶屋 隆君） 休憩します。

午後 2時30分 休憩

午後 2時31分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 再開します。

ということで、総括質疑を終わります。

これからまとめに入りますので、当局、傍聴者は退席をお願いします。

〔当局、傍聴者退席〕

◎議案第1号から議案第15号の討論、採決

○委員長（茶屋 隆君） それでは、まとめに入ります。

討論される方はありますか。

○6番（中村正志君） 反対。

○委員長（茶屋 隆君） 反対の議案、第何号。

○6番（中村正志君） 議案第3号に対して私は反対いたします。

○委員長（茶屋 隆君） はい。

○6番（中村正志君） 理由は先ほども述べておりますけれども、まず公民館というのは社会教育法に基づいて設置されていると、そういう目的を持って今までずっとやってきたと。今、かるまい文化交流センターにそれをやるというのだけれども、ではかるまい文化交流センターの設置条例に対してもそういう内容のものを含めた施設だよというふうな文言が入っていないと。これで果たして条例として成り立つのかというふうなことです。やはりこの辺、我々、この地方自治体といいますか、この中で法律があって、条例があって、規則があって、そしてその上で計画を立てていくというふうな中において、その基になる条例が不足している部分はやっぱり当然改正しなければならないのではないかと。今回軽米中央公民館と軽米公民館を廃止するということに関して、公民館活動も含めて廃止するのだというふうに俺は捉えられるという、今までの上位法等考えた場合、その辺をやはり見直すべきではないかなと。ちょっと誤解している人がいるようだけれども、公民館ということで、私、別に公民館でなく、公民館の仕事の内容、そっちのほうを重視する、やるのだからそれをやれるような条例をつくるべきなのだというふうなことを言っている。だから、条例の不備であるというふうなことを私は言っていることですので、正直言って社会教育に単に携わっている人間としてこれがそのまま通るようであればちょっと、失礼な言い方ですけれども、恥ずかしいことになるのではないかなというふう

に私は思います。ですから、できれば本当はこれを撤回、取り下げるのが一番いいのではないかなというふうに私は思うのですけれども、何だかんだ通そうとしているようですので、反対いたします。

- 委員長（茶屋 隆君） そのほか反対討論やる方、何号ですか。
- 5番（江刺家静子君） 議案第9号 令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について。
- 委員長（茶屋 隆君） 議案第9号。
〔「内容を聞かないと」と言う者あり〕
- 委員長（茶屋 隆君） なぜ。
- 5番（江刺家静子君） かるまい文化交流センターの弁護士費用等について。
〔「聞こえません」と言う者あり〕
- 委員長（茶屋 隆君） マイク持って、マスク外してしゃべってください。
- 5番（江刺家静子君） かるまい文化交流センターが裁判になっているわけですがけれども、いまだにそれは、全然動きがよく分からないということで、その裁判の費用のこととか、あとはまとめていないので。
会議も書面会議とかと言っていましたけれども、例えば社会教育委員とかってそういう会議がなされていないと、しているけれども、どういう意見だったのかもよく分からない。給食なんかについても、何か給食センターでもちょっと問題があったとかって聞いていますけれども、給食センターの会議もやっていなくて、結構報酬というのがゼロというのがありましたので、かなりコロナも落ち着いてきた頃だったと思いますけれども、何かみんなから意見を聞くということがちょっと欠けているのかなということも感じていました。まとめていないので。
- 委員長（茶屋 隆君） まとめていなくても、これは反対というのはやっぱりはっきりありますよね。
- 5番（江刺家静子君） かるまい文化交流センターの裁判の件、この弁護士費用四百何万円払っている。
- 委員長（茶屋 隆君） 議案第9号だけですか。
- 5番（江刺家静子君） いえ、国保会計と後期高齢者も。議案第10号、国保会計歳入歳出……
- 委員長（茶屋 隆君） 議案第10号と9号と13号。
- 10番（細谷地多門君） 国保会計の何に反対なの。
- 5番（江刺家静子君） 私は決算の認定についてということで、短期保険証の発行について、やはり納められない人に対してそれは酷なあれではないかなということで短期保険証のこと、それから子供の均等割、日本一の子育てのまち宣言をしていることもあって、岩手県内でも子供の均等割を全額免除しているところもありますけれど

ども、それは何回か一般質問で取り上げてきましたけれども、それをやってほしいということ。

後期高齢者については、やはり保険料も上がっていますし、保険料を納められない人についてはやっぱり短期保険証が発行されるというようなことがありまして、後期高齢者、75歳過ぎた方が、保険証がない方がいかに不安であるかということ、それをやったからといって軽米町の財政がよくなるわけでもない、ぜひともそういうペナルティー措置はやめてほしいということで反対いたします。

○委員長（茶屋 隆君） そうすれば、議案第9号、10号、13号、3つですか。

○5番（江刺家静子君） さっきの議案第3号にも反対します。

○委員長（茶屋 隆君） 3号。

○5番（江刺家静子君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） それでは、中村委員は議案第3号に反対、江刺家委員は議案第3号、9号、10号、13号に反対ということによろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） そうすれば、これから採決に入ります。

〔「反対から多数決取ればいい」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、議案第3号から一応議決と、あとは認定と分けてやらなければならないということでございますので、まず反対議案で、それでは議案第3号 軽米町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について反対ということございましたので、決を採ります。

起立採決で、賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（茶屋 隆君） 賛成多数ということでございます。

それでは、議案第9号 令和4年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（茶屋 隆君） 賛成多数。

議案第10号 令和4年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（茶屋 隆君） 賛成多数。

議案第13号 令和4年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の方ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（茶屋 隆君） 賛成多数。

次に、議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第15号を採決いたします。全員賛成でよろしいですね。反対がなかったのですから、全員賛成ということで。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） はい、ありがとうございます。

次に、認定議決の部分ですけれども、議案第11号、議案第12号、議案第14号、認定について、全員よろしいですね、賛成ということで。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） はい、ありがとうございます。

〔「今決まったものを確認してもらいたい」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、今採決いたしまして議案第3号、反対ありましたので採決した結果、賛成多数で可決ということですね。議案第9号、10号、13号も賛成多数で可決ということに決まりました。その他の議案は全員一致で賛成ということで決まりましたのでご報告いたします。大変申し訳ございません。

○10番（細谷地多門君） 委員長報告に何かつけるか確認して。

○委員長（茶屋 隆君） 大変ちゃんとできない委員長でございましたけれども、委員長報告で何か報告、特記することがあれば報告したいと思いますので、ぜひこのことは述べていただきたいということがあったら、今この場で言うだけでいい。

○10番（細谷地多門君） 委員長、質問が今、委員から結構委員会の中で出ているのだけれども、資料を持ち合わせていないので後で調べてというのが結構多かった。それね、なるべく減らすように、当局から頑張ってもらってやったほうがいいなと思いました。これは要望だ、ペナルティーなしの。

○委員長（茶屋 隆君） あとありませんか。

○6番（中村正志君） 今後のことについての提言等があったと思うのですけれども、メモしていないから忘れたけれども、提言等について。

○委員長（茶屋 隆君） 結構皆さんからいろいろ出されたのは私も大体は書いておきましたので、今日と明日振り返ってみて、いっぱいいいことをしゃべっていたなと思っていましたので、そこはまずなるべく、ちょっと長くなるかもしれませんが、やっぱり必要だと思いますので、皆さん振り返ってみて報告を聞いていて、文言でちゃんと書いていないけれども、何かはメモっていましたので、そこは応えられますので、その中からちゃんと探します。

○10番（細谷地多門君） いずれ一応委員長一任ということで。

○委員長（茶屋 隆君） 申し訳ありません。至らない委員長でございましたけれども、何とか皆さんの協力のおかげで、報告しないうちはまだ終わったわけではないですの

で、報告をちゃんとしたいと思いますので、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

[「お疲れさまでした」と言う者あり]

◎閉会の宣告

○委員長（茶屋 隆君） 以上で特別委員会を閉会いたします。

（午後 2時47分）